

摂津市議会

建設常任委員会記録

平成19年11月6日

議 会 事 務 局

目 次

建設常任委員会

11月6日

| | |
|---|----|
| 会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件 | 1 |
| 開会の宣告 | 2 |
| 市長あいさつ | |
| 委員会記録署名委員の指名 | 2 |
| 認定第1号所管分の審査 | 2 |
| 補足説明（土木下水道部長、都市整備部長、都市整備部理事） 質疑（野原委員、本保委員、原田委員、木村委員） | |
| 散会の宣告 | 52 |

建設常任委員会記録

1. 会議日時

平成19年11月6日(火) 午前10時 開会
午後2時46分 散会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 山本靖一 副委員長 木村勝彦 委員 原田平
委員 本保加津枝 委員 野原修

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正
都市整備部長 山脇 智 同部理事 中谷久夫
同部次長兼建築住宅課長 長野俊郎 同部参事兼都市計画課長 小山和重
まちづくり支援課長 土井正治 同課参事 鬼追弘臣 都市計画課参事 新留清志
建築指導課長 大田博和 建築住宅課参事 林 弘一
土木下水道部長 栗屋保英 同部次長 宮川茂行
同部参事兼公園みどり課長 野畑一雄 同部参事兼道路課長 藤井義己
同課参事 堀 和夫 同課参事 山本博毅 交通対策課長 大砂 渉
同課参事 早川 茂 下水道業務課長 石川裕司 同課参事 芳浦定行
下水道管理課長 山口 繁 同課参事 渡場修一 同課参事 川上昭人
下水道整備課長 渡辺勝彦
水道部長 池田三紀夫

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 岸本文夫 同局書記 湯原正治

1. 審査案件(審査順)

認定第1号 平成18年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
認定第6号 平成18年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
認定第2号 平成18年度摂津市水道事業会計決算認定の件

(午前10時 開会)

○山本靖一委員長 おはようございます。
ただいまから建設常任委員会を開会します。

理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

本日は、お忙しい中、建設常任委員会をお持ちいただきまして、ありがとうございます。

本日は、平成18年度の摂津市の一般会計歳入歳出決算認定の件所管分のほか2件についてご審査を賜ることになりますが、何とぞ、慎重審査の上、ご認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

この場は一たん退席いたしますけれども、待機をいたしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

○山本靖一委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名員は、木村委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

認定第1号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

栗屋土木下水道部長。

○栗屋土木下水道部長 おはようございます。

それでは、認定第1号、平成18年度

摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、土木下水道部にかかわる部分につきまして、目を追って、主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、34ページをお開き願います。

款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目3、衛生使用料、節3、クリーンセンター使用料は、(仮称)吹田貨物ターミナル駅の建設工事用車両がクリーンセンター敷地を通行することに伴い、鉄道運輸機構から使用料を徴収したほか、関西電力の電柱等の使用料でございます。

目4、農林水産業使用料、節1、水路使用料は、法定外水路占用料でございます。

36ページ、目5、土木使用料、節1、道路使用料は、関西電力ほか29件の道路占用料でございます。

節3、公園使用料は、関西電力ほか7件の公園占用料でございます。

節4、駐車場使用料は、千里丘第1、第2、フォルテ摂津、摂津駅及び南摂津駅の各自動車及び自転車駐車場の使用料と駐車場用地使用料でございます。

そのうち、駐車場用地使用料は、千里丘第1自転車駐車場並びに正雀駅南第1自転車駐車場敷地内ほか1件の関西電力の電柱使用料でございます。

38ページ、項2、手数料、目1、節1、総務手数料のうち、下から2行目の諸証明手数料は、道路幅員証明等41件の手数料でございます。

目2、衛生手数料、節5、し尿処理手数料は、し尿処理及び浄化槽汚泥の処理手数料並びに浄化槽清掃業及び一般廃棄物収集運搬業の許可申請に係る手数料でございます。

目3、農林水産業手数料、節2、明示手数料は、水路敷地境界明示14件の手

数料でございます。

目4、土木手数料、節1、明示手数料のうち、上から1行目、道路敷地境界等明示107件の手数料でございます。

42ページ、款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目2、土木費国庫補助金、節1、地籍調査費補助金は、都市再生地籍調査委託補助金でございます。

52ページから54ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目6、土木費府補助金、節1、都市計画費補助金は、府自然環境保全条例の事務の処理に関する経費交付金でございます。

節2、地籍調査費補助金は、都市再生地籍調査委託補助金でございます。

項3、委託金、目3、土木費委託金、節1、土木管理費委託金は、大阪府からの河川環境整備工事委託金と鶴野橋外ポンプ管理委託金並びに自転車等移動保管業務委託金でございます。

56ページ、款17、寄附金、項1、目1、節1、寄附金は、上から2行目の緑化事業寄附金で、1件の寄附を受けたものでございます。

66ページ、款19、諸収入、項4、目1、雑入、節1、雑収入で当部に関係いたすものは、上から公園みどり課、みどりの募金に係る助成金と、その下、道路課、路上放棄車処理協力金と、その下、交通対策課、自転車等移動保管料と自転車等鉄屑処分金で、その下、下水道整備課、踏荒し整地料でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

事務報告書につきましては、公園みどり課は209ページから、道路課は215ページから、交通対策課は225ページから、下水道業務課は237ページから、下水道管理課は243ページから、下水道整備課は255ページから記載い

たしておりますので、あわせてご参照賜りますようお願い申し上げます。

決算書156ページ、款4、衛生費、項2、清掃費、目1、清掃総務費、節7、賃金で、臨時職員賃金は、下水道業務課のし尿及び浄化槽汚泥に係る事務処理に従事する臨時職員2名の賃金でございます。

160ページ、目3、し尿処理費につきましては、その執行率93.3%でございます。詳細につきましては、決算概要の92ページから93ページに記載いたしておりますので、あわせてご参照を願います。

主な内容といたしまして、節7、賃金では、クリーンセンターにおいて、し尿等の前処理業務に従事するアルバイトの賃金でございます。

節11、需用費では、クリーンセンターの維持管理に係る消耗品費や光熱水費、修繕料等でございます。

節13、委託料では、し尿収集運搬委託料のほか、クリーンセンターの諸施設に係る委託料でございます。

節19、負担金、補助及び交付金は、吹田市の正雀終末処理施設に係る維持管理負担金及び整備負担金でございます。

162ページ、節22、補償、補填及び賠償金は、し尿くみ取りから公共下水道への切り替えに伴う、し尿くみ取り業者への補償金でございます。

続きまして、168ページ、款5、農林水産業費、項1、農業費、目4、農業水路費につきましては、その執行率98.8%でございます。詳細につきましては、決算概要の97ページから98ページに記載いたしておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容といたしましては、節7、賃金で水路やポンプ場の管理及びしゅん

せつ等に係る賃金でございます。

節13、委託料では、河原樋及び五久樋ポンプ場の維持管理業務委託料でございます。

節15、工事請負費では、異垣田水路鉄板蓋設置工事ほか1件でございます。

節19、負担金、補助及び交付金では、河原樋水路事業ほか3事業の償還金負担金と神安土地改良区負担金等でございます。

174ページ、款7、土木費、項1、土木管理費、目1、土木総務費につきましては、執行率98.8%でございます。詳細につきましては、決算概要の101ページから103ページに記載いたしておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容といたしましては、174ページ、節13、委託料は、土木維持作業業務に係る委託料と節16、原材料費では、土木維持作業に係る縞鋼板等の補修用材料費でございます。

節19、負担金、補助及び交付金では、日本道路協会負担金ほか2件と、節28、繰出金は、公共下水道事業特別会計に対する繰出金でございます。

目2、交通対策費につきましては、執行率98.1%で、詳細につきましては、決算概要の103ページから105ページに記載いたしておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容としましては、176ページ、節11、需用費では、放置自転車等保管事務所の光熱水費とカーブミラーの修繕料等でございます。

節13、委託料では、平成18年度から指定管理者に駐車場管理を委託しております委託料ほか8件でございます。

節14、使用料及び賃借料では、JR西日本旅客鉄道(株)より借地しております千里丘第2自転車駐車場ほか3件の

土地借上料でございます。

節15、工事請負費では、交通安全対策工事として、道路課では道路反射鏡設置工事、交通対策課では路面標示設置工事ほか1件でございます。

節19、負担金、補助及び交付金で、その主なものは、市内循環バス運行補助金でございます。

178ページ、項2、道路橋りょう費、目1、道路橋りょう総務費では、その執行率は91.4%でございます。詳細につきましては、決算概要の105ページから106ページに記載いたしておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容といたしまして、節13、委託料では、都市再生地籍調査業務委託料と駅前広場管理委託料及びモノレール駅前広場管理委託料等でございます。

節18、備品購入費では、耐用年数等満了に伴い、道路パトロール兼維持作業用軽自動車の買い換えを行ったものでございます。

目2、道路維持費につきましては、その執行率98.5%でございます。詳細につきましては、決算概要の106ページから107ページに記載いたしておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容といたしましては、節11、需用費の修繕料では、道路の維持補修を行ったものでございます。

節13、委託料では、街路樹剪定委託業務ほか2件でございます。

節15、工事請負費では、新在家鳥飼中線ほか9路線の維持工事でございます。

180ページ、目3、道路新設改良費につきましては、その執行率94.2%でございます。詳細につきましては、決算概要の107ページに記載いたしておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容といたしましては、節1

5、工事請負費で、千里丘東23号線道路改良工事でございます。

目4、交通安全対策費につきましては、その執行率96.1%でございます。詳細につきましては、決算概要の107ページから108ページに記載いたしておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容といたしましては、節15、工事請負費では、新在家鳥飼上線歩道段差切下げ工事ほか6件の交通安全対策工事でございます。

続きまして、項3、水路費、目1、排水路費につきましては、その執行率95.7%でございます。詳細につきましては、決算概要の108ページ、109ページに記載いたしておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容といたしましては、節11、需用費では、水路ポンプ施設に係る光熱水費及び修繕料などでございます。

182ページ、節13、委託料では、味生排水機場ほか市内各ポンプ場の設備保守点検委託や排水管及び水路しゅんせつ委託などでございます。

節15、工事請負費では、鳥飼上三丁目用水路改良工事ほか1件でございます。

節18、備品購入費では、NOx対策により2トンダンプトラックの買いかえを行ったものでございます。

節19、負担金、補助及び交付金は、番田水門内水対策事業に係る負担金でございます。

項4、都市計画費、目1、都市計画総務費のうち、当部に関係いたします主なものは、節1、報酬のうち、緑化推進嘱託員報酬と、184ページ、節7、賃金の緑化推進員賃金でございます。

186ページ、節19、負担金、補助及び交付金では、上から6行目の大阪府都市緑化協会負担金、その下、日本公園

緑地協会負担金、その下、大阪都市公園協議会負担金で、公園に関係いたします負担金でございます。

節25、積立金は、緑化基金積立金でございます。詳細につきましては、決算概要の112ページに記載いたしておりますので、あわせてご参照願います。

188ページ、目3、緑化推進費につきましては、その執行率89.3%でございます。詳細につきましては、決算概要の113ページ、114ページに記載いたしておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容といたしましては、節14、使用料及び賃借料では、千里丘西駅前などの草花借上料でございます。

節16、原材料費では、花いっぱい活動に対する助成原材料購入及び市内花壇等の育苗用の堆肥及び花の苗や種などの原材料や誕生記念植樹の樹木等の購入でございます。

節19、負担金、補助及び交付金は、摂津市緑化推進連絡会の活動に対する補助金でございます。

目4、公園管理費につきましては、その執行率98.3%でございます。詳細につきましては、決算概要の114ページ、115ページに記載いたしておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容といたしましては、節11、需用費で、市内公園の電気代や水道料金並びに公園施設の修繕等を行ったものでございます。

節13、委託料では、公園等の除草清掃業務及びごみ収集業務、樹木剪定などの管理業務と、昭和園第2公園の台帳整備業務委託を行ったものでございます。

190ページ、節15、工事請負費では、公園施設整備工事ほか2件及び遊具の取替工事でございます。

節16、原材料費では、公園の維持管理に係る補植用の樹木、砂場の砂、鉄板蓋や塗料等の補修用材料費でございます。

節18、備品購入費では、NOx対策による2トン貨物と耐用年数等による公園管理用車両の買い換えを行ったものでございます。

節19、負担金、補助及び交付金では、市内90か所のちびっこ広場を管理していただいている70の団体に対する管理補助金でございます。

目5、都市公園事業費につきましては、その執行率99.4%でございます。詳細につきましては、決算概要115ページに記載いたしておりますので、あわせてご参照願います。

その内容といたしましては、節19、負担金、補助及び交付金で、安威川ふれあいづつみ鶴野地区整備事業に伴います鶴野水路事業償還金負担金でございます。

次に、200ページ、款8、項1、消防費、目3、水防費につきましては、執行率99.7%でございます。詳細につきましては、決算概要の122ページに記載いたしておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容といたしましては、202ページ、節16、原材料費では水防資材の備蓄を図っております。

節19、負担金、補助及び交付金は、淀川右岸水防事務組合及び安威川ダムの建設に伴う水源地対策特別措置法第12条に基づく負担金等でございます。

以上、土木下水道部にかかわります平成18年度一般会計歳入歳出決算についての補足説明とさせていただきます。

○山本靖一委員長 山脇部長。

○山脇都市整備部長 認定第1号、平成18年度摂津市一般会計歳入歳出決算について、都市整備部における内容につき

まして、目を追って、主なものについて補足説明させていただきます。

なお、私からは、まちづくり支援課、建築住宅課、建築指導課が所管いたします部分について説明をさせていただき、都市計画課所管の部分につきましては、中谷理事より説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、36ページをお開き願います。

款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目5、土木使用料、節2、公営住宅使用料は、市営住宅使用料及び市営住宅用地使用料でございます。

38ページ、項2、手数料、目4、土木手数料、節2、優良宅地等認定手数料は、租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定事務手数料でございますが、18年度は申請件数がなかったものでございます。

54ページ、款15、府支出金、項3、委託金、目3、土木費委託金、節2、都市計画費委託金で、建築基準法施行事務取扱委託金、都市計画法施行事務取扱委託金等でございます。

65ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目1、雑入、節1、雑収入のうち、下から3項目め、建築確認申請者負担金は、指定確認検査機関による確認申請の事務取扱金でございます。

続いて、その下の入居者負担金は、一津屋第1、第2団地の共同施設等の管理に係る負担金でございます。

次に、光熱水費等負担金は、一津屋第1、第2団地の光通信設備等の設置に伴う電気料金でございます。

次に、歳出でございますが、決算書の182ページをお開き願います。

事務報告書につきましては、まちづくり支援課は197ページから、建築指導課は201ページから、建築住宅課は2

05ページから記載いたしておりますので、ご参照願います。

款7、土木費、項4、都市計画費、目1、都市計画総務費では、執行率93.0%でございます。詳細につきましては、決算概要109ページから記載いたしておりますので、ご参照願います。

184ページ、節11、需用費で、その主なものは消耗品費や燃料費等でございます。

186ページ、節13、委託料は、電波障害対策地域調査委託料でございます。

節19、負担金、補助及び交付金は、大阪府開発指導行政協議会負担金ほか6件でございます。

節27、公課費は、公用車に係ります自動車重量税でございます。

目2、街路事業費では、執行率36.0%でございます。詳細につきましては、決算概要112ページから記載いたしておりますので、ご参照願います。

節8、報償費は、都市景観アドバイザー委員会委員に対する報酬でございます。

188ページ、節11、需用費で、その主なものは消耗品等でございます。

190ページ、項5、住宅費、目1、住宅管理費では、執行率98.1%でございます。詳細につきましては、決算概要116ページから記載いたしておりますので、ご参照願います。

節1、報酬は、住宅管理人報酬でございます。

192ページ、節11、需用費で、その主なものは、市営住宅の修繕料と光熱水費等でございます。

節12、役務費で、その主なものは、一津屋団地、鯉生野団地の簡易専用水道の定期検査に係る手数料及び一津屋第1、第2団地の施設賠償保険料でございます。

節13、委託料は、緊急通報設備管理

委託料、市営住宅の建替え基本構想策定委託料ほか9件でございます。

節14、使用料及び賃借料は、一津屋第1、第2団地の自動通報装置システム借上料でございます。

節19、負担金、補助及び交付金は、大阪府住宅まちづくり推進協議会の負担金でございます。

節25、積立金は、市営住宅整備基金の積立金でございます。

以上、決算内容の補足説明とさせていただきます。

○山本靖一委員長 中谷理事。

○中谷都市整備部理事 続きまして、私の方から都市計画課における内容につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、38ページをお開き願います。

款13、使用料及び手数料、項2、手数料、目4、土木手数料、節1、明示手数料のうち、都市計画道路敷地境界明示手数料でございます。

節3、都市計画手数料は、諸証明手数料でございます。

52ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目6、土木費府補助金、節1、都市計画費補助金のうち、土地利用規制等対策費交付金でございます。

54ページ、項3、委託金、目3、土木費委託金、節2、都市計画費委託金のうち、都市計画基礎調査委託金と遊休土地実態調査委託金でございます。

65ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目1、雑入、節1、雑収入は、下から10行目、都市計画図売却収入でございます。

次に、歳出でございますが、摂津市一般会計歳入歳出決算書の182ページをお開き願います。

事務報告書につきましては、193ペー

ジから記載いたしておりますので、ご参照願います。

款7、土木費、項4、都市計画費、目1、都市計画総務費では、執行率93.0%でございます。詳細につきましては、決算概要110ページから記載いたしておりますので、ご参照願います。

182ページ、節1、報酬のうち、都市計画審議会委員報酬でございます。

184ページ、節9、旅費は、普通旅費でございます。節11、需用費は、その主なものは印刷製本費でございます。

186ページ、節12、役務費は電波障害対策施設管理に伴う保険料でございます。節13、委託料のうち、電波障害対策施設等維持管理委託料でございます。節14、使用料及び賃借料は、電子複写機レンタル料でございます。

節18、備品購入費は、庁用器具費で、5階フロアで使用するファクスの購入費でございます。

節19、負担金、補助及び交付金のうち、当課に関係いたしますものは、大阪府都市計画協会負担金、JR千里丘駅エレベーター設置補助金ほか3件でございます。

このうち、JR千里丘駅エレベーター設置補助金につきましては、1,806万円を翌年度へ明許繰越を行っております。

目2、街路事業費では、執行率36.0%でございます。詳細につきましては、決算概要112ページから記載いたしておりますので、ご参照願います。

188ページ、節11、需用費のうち、印刷製本費でございます。

節12、役務費は、千里丘三島線道路改良事業に伴う土地鑑定手数料を計上いたしておりますが、執行いたしておりません。

節13、委託料は、千里丘三島線交差点改良事業に伴います測量等委託料でございます。

節15、工事請負費は、千里丘三島線の交差点改良工事でございます。

節17、公有財産購入費は、千里丘三島線道路改良事業に伴う土地購入費を計上いたしておりますが、執行いたしておりません。

節22、補償、補填及び賠償金は、千里丘三島線道路改良事業に伴う工作物移転補償を計上いたしておりますが、執行いたしておりません。

なお、千里丘三島線道路改良事業につきましては、事業協力への意向はいただいておりますが、権利者の諸事情によりまして執行することができなかったものであります。

以上、決算内容の補足説明とさせていただきます。

○山本靖一委員長 説明が終わりました。

質疑に入る前に、一つ委員長の方からお願いがありまして、それは市内公共施設巡回バス、土木の関係に入っておるんですけれども、18年度については総務の関係になりますので、この点よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、質疑をお受けしたいと思ひます。

野原委員。

○野原委員 おはようございます。

質問させていただくんですけど、ページ数が前へ行ったり後ろへ行ったり、各課ごとに質問させていただきたいと思ひます。その辺よろしくお願ひいたします。

まず1番目、決算概要112ページ、公園みどり課、緑化推進嘱託員報酬、それと緑化推進員賃金、これ昨年にもお聞きしたんですけど、もう一度、内容をお聞かせください。

2番目、概要114ページ、公園維持管理事業、公園管理委託料についてお聞きします。事務報告書を見ると、去年と、ことし18年度の様式が変わっております。そこのところのちょっとご説明よろしくをお願いします。

3番目、決算概要115ページのところの砂、樹木等、原材料費ということで説明いただいたんですけど、もう一度、内容、説明よろしくをお願いします。

4番目、ちびっこ広場管理補助金についてのご説明、内容よろしくをお願いします。

5番目、決算概要115ページ、公園遊具補修事業についての内容をご説明、よろしくをお願いします。

6番目、決算概要115ページ、公園遊具取替事業、これも内容ご説明よろしくをお願いします。

7番目、決算書161ページ、し尿収集運搬委託料につきまして、業務が減っているのに委託料が変わっていないというところの、その辺の説明よろしくをお願いします。

8番目、決算書176ページ、交通安全対策工事の道路課分に対しましての136万4,779円の内容、ご説明をお願いします。

9番目、決算書178ページ、道路維持事業、街路樹剪定委託料833万3,850円の内容、ご説明をお願いします。

10番目、決算書36ページ、使用料及び手数料の市営住宅使用料の収入未済額について、17年度、18年度と毎年ふえておりますが、この点についてお聞きします。

11番目、決算書187ページ、電波障害対策地域調査委託料について、2011年7月の地上デジタル放送移行に伴う調査ではあると思うんですが、具体的

にどのような調査をされるのか、お尋ねいたしておきます。

12番目、決算書193ページ、委託料の駐車場管理委託料、そして集会所管理委託料についてお聞きします。

また、同じく委託料で建替え基本構想策定委託料とありますが、これは旧プールの跡地への市営住宅の移転構想であると思いますが、建設予定戸数は幾らぐらいになるのか、また、従前から入居されている人だけの戸数か、新たに公募できるのか。新たに公募できるのであれば、その戸数は幾らぐらいなのか、お聞きしたいと思います。

13番目、決算書67ページ、自転車等鉄屑処分金について、自転車の保管期間の短縮、従前からお願いしてたんですけど、これ短縮はどのようになっているのか、お聞きします。

14番目、決算概要103ページ、交通対策課、違法駐車追放事業の交通指導業務委託料が昨年より減っていますが、理由をお聞かせください。

15番目、違法駐車追放事業、関連してお聞きします。市民からの苦情があったときに、どのような形の対応をされているのか、お聞きします。

16番目、今委員長からもあったんで、市内循環バス運行補助事業で、新たなルートになっての実績及び施設巡回バスを含めた今後の運行についてお聞きしたかったんですけど、ほんなら循環バスだけの、今までの新ルートになっての実績ということをお聞きしたいと思います。

17番目、概要104ページ、放置自転車等対策事業、自転車利用者指導委託料について、最近、フォルテ摂津周辺に、また放置自転車が増加していますが、現状をどのように考えているのか、お聞かせください。

18番目、概要105ページ、千里丘第1自転車駐車場整備事業（新規）になっております。自転車駐車場建替え構想設計委託料の内容についてお聞きします。

19番目、これは事務報告にしか載ってないんですけど、235ページの摂津市内の交通事故発生状況について、18年度は交通事故がすごくふえております。それについて、どのような対策を考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○山本靖一委員長 野畑参事。

○野畑土木下水道部参事 それでは、野原委員の質問のうち、1番から6番までの公園みどり課に関係する分について答弁させていただきます。

まず1点目、緑化推進員賃金です。この金額204万円は、2名の緑化推進員を採用し、勤務は週4日で午前10時から午後4時半、一人当たり月8万5,000円で、年間一人当たり102万円でございます。

採用につきましては、摂津市が実施しております「花と木の実践養成教室」を受講された、特に花づくりに情熱をかけておられる方の中より選んでおります。

仕事の内容は、鶴野苗圃で花苗の育成、市内に点在している花壇での花の植え替え並びに管理業務、それから市内公園での低木の刈り込み等の業務を行っております。

次に、2点目でございます。

都市公園管理作業委託の様式が変わっている内容でございますけれども、一応、都市公園管理作業委託につきましては、年度当初に8社に対しまして、作業内容について、本旨設計項目、内容に基づき見積りを依頼しており、見積り内容につきましては、事務報告書に記載しており

ますとおり項目ごとの単価を求めています。その中で一番最低価格を採用し、最低価格を表示した4社と単価契約を行ったもので、作業の発生したその都度都度に必要量を単価契約に基づき発注したものであり、事務報告書の内容は、4社に発注した1年分を集計して表示した内容となっております。

17年度の費用と差が生じたのは、17年度は、公園の中で地元要望により、公園内の特に混み合った樹木等をまびきしたためでございます。

内容の中でちょっと変わっておりますのが、灌水作業が高木・低木の本数で表示しておりましたが、18年度よりは灌水日数で表示いたしましたので。これは、作業の実情に合わせて、作業日数で積算の方がより精査しやすいためと判断いたしましたものでございます。

次、3点目でございます。公園管理費の原材料で、砂、樹木等の内容でございます。

公園管理費の原材料でございますけれども、砂、樹木等の使用状況は、砂につきましては、市内75か所の砂場砂補充に使用、樹木につきましては、公園等で枯れた木を補植するため、市内7か所の公園で、ハナミズキを初め、桜、梅、ヒラド等を購入いたしました。

さらに、市内12か所の公園で老朽化したベンチの座板を交換し、補修するための角材等の購入を行いました。その他、鉄板蓋、それから遊具等の塗装用ペンキ等の購入費用でございます。

次に、4点目でございます。公園管理費の中のちびっこ広場管理補助金についてでございます。

摂津市ちびっこ広場管理補助金交付要綱に基づきまして、市内90か所のちびっこ広場の清掃、除草、その他の環境整備

作業を行う70の自治会、子ども会の団体に対して補助金を交付しております。

補助金の内訳は、1か所当たり均等割で1万円。それに、ちびっこ広場面積の大きさにより2,000円から7,000円までのランクづけという形で補助金を交付し、管理していただいておりますのが現状でございます。

次が、公園遊具の補修事業の内容でございます。これにつきましては、公園内で遊具につきまして修繕を行って使える場合においてのみの分を行っております。主に、本体自体は問題ないんですけど、一部の箇所が傷んでいる分に対して修繕をしていくために、一応こういうふうな形で修繕を行っております。

続きまして、公園遊具の取替の方でございますけれども、一応、金額的には平成17年度が346万5,000円ということで、かなりの高額な金額だったんですけど、18年度は246万7,000円ということで金額が下がっております。

この内容につきましては、他市で起こりました回転遊具等の事故がございました。その関係で、摂津市内にあります回転する遊具、それを全部撤去させていただきました。それが16年度に撤去しまして、そうしますと、やっぱり地元自治会に入りますと、撤去した遊具に対して、やっぱり地元から新しい遊具を、何かかわるべき遊具を据えてほしいという形の要望がございまして、その中で、従来につきましてはスプリング遊具がメインですけれども、それを一応新たに設置させてもらったという形の中で、こういう形の予算が増額になっている内容でございます。

以上、6点でございます。

○山本靖一委員長 堀参事。

○堀道路課参事 8番目、9番目、道路

課に係る質問に対して答弁させていただきます。

まず8番目、交通安全対策工事の道路課分の136万4,779円の内容についてでございますが、これは道路反射鏡設置工事でございます。

工事名等につきましては、事務報告書の218ページから219ページに記載しておりますが、道路反射鏡ナンバー1につきましては、場所としましては新在家1丁目19番地先で、丸型一面鏡800ミリの鏡面をもちまして、電柱に1基設置いたしました。

道路反射鏡ナンバー2につきましては、鳥飼和道1丁目6番地先、丸型二面鏡800ミリを、これも電柱に共架して1基設置しております。

道路反射鏡ナンバー3につきましては、鳥飼西4丁目22番地先、丸型二面鏡800ミリをもちまして、支柱は曲柱で設置しております。

道路反射鏡ナンバー4は、鶴野1丁目3番地先に、丸型二面鏡800ミリをもちまして、支柱を曲柱として1基設置しております。

道路反射鏡ナンバー5につきましては、西一津屋1番地先、これも丸型二面鏡800ミリを1基、電柱共架しております。

道路反射鏡ナンバー6につきましては、鳥飼本町3丁目16番地先、丸型二面鏡800ミリ1基をもちまして、電柱共架しております。

ちょっと長くなりましたが、事務報告の219ページにも書いておりますので、ご参照ください。

次、9番目の街路樹剪定委託料833万3,850円の内容についてでございます。

剪定作業は、樹木の美観、道路美化機能の維持向上、形状調整を目的としまし

て、年間の管理契約に基づきまして、夏季、冬季において樹木の剪定を毎年継続して実施しております。夏季の剪定は、台風対策を主として千里丘三島線ほかプラタナス等の剪定工事を行いました。冬季の剪定は、美観の維持、樹形の維持、落ち葉対策などを目的として、新在家鳥飼上のイチヨウ等を剪定しております。これで夏季及び冬季剪定で高木の剪定が1,493本、低木剪定が129本、あわせて寄植剪定を同時に施工しまして4,846平米の施工を実施いたしました。

以上でございます。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 7番目のご質問、し尿収集運搬委託料で、業務量が減少しているのに委託料がなぜ減っていないのかというご質問について答弁させていただきます。

まず、現状は、し尿の収集運搬というのは3台の車両で行っておりまして、これに必要な経費を委託料としておるところでございます。

委託料の内訳としまして、基本業務委託料、作業委託料、不定期収集に係る委託料となっております。基本業務委託料といいますのは、作業員の人件費や保険料等の福利厚生費、車両の減価償却費等、業務に係る基本的な経費に相当する委託料でございます。月1台当たりの額を定め、これに台数と月数を乗じた額としております。作業委託料といいますのは、1戸当たりの作業手間の額を定め、これに収集戸数を乗じた額としております。さらに、不定期収集分については、収集量に応じて委託料を支払っているところでございます。

軒数なり収集量が減少したことによって減少する委託料としましては、作業委託料、それから不定期収集に係る委託料

ということになってきます。

こういったことで、その軒数の減少が大きく委託料に影響しないような契約となっておりますわけですが、委員言われますように、収集軒数がかなり減少している中、収集委託料についても、今後、業者の方と協議をし見直していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○山本靖一委員長 長野次長。

○長野都市整備部次長 それでは、建築住宅課にかかわりますご質問の10番目から12番目につきましてご答弁申し上げます。

ただ、12番目の委託料のうち、建替え基本構想策定委託料につきましては、林参事の方からご答弁申し上げます。

まず、10番目の決算書36ページの市営住宅使用料の収入未済額594万8,430円についてのご質問でございますけれども、委員ご指摘のとおり、平成17年度決算額では579万3,600円となっており、18年度決算額594万8,430円と比較しますと15万4,830円の増額となっております。私どもも厳しい財政状況の中、また公営住宅という目的からも、放置できないものであることは十分理解するところであり、重要な課題であると考えております。

今後も、督促や夜間の臨戸訪問を行い、できる限り収納率の向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、11番目の決算書187ページの電波障害対策地域調査委託料についてでございますけれども、本委託につきましては、アナログ放送で本市の市有建築物等が障害となり、電波障害対策を行っている施設エリア内での現在の地上デジタル放送の受信状況を調査したものであり

ます。具体的には、正雀体育館、味生体育館、味舌ポンプ場、市民図書館、フォルテ摂津、第五中学校、第二中学校、味舌小学校、味舌東小学校、千里丘小学校、文化ホール、桜苑、市営一津屋第1団地の13施設の対策エリア内190地点で調査を行ったものであります。

調査結果につきましては、フォルテ摂津だけが障害が残ることが判明いたしました。残りの他の施設につきましては、地上デジタル放送では電波障害は解消するものということでありました。

今後、フォルテ摂津につきましては、既に施設設置後もう10数年経過している中で、施設の老朽化の更新時期も迫っていることから、移行時期である2011年までのできるだけ早い時期に、ケーブル会社へ移管することなどを考えていくことが必要ではないかとのことであります。

また、これらの調査結果につきましては、すべて各施設管理者に報告いたしておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、12点目の委託料の中の駐車場管理委託料と集会所管理委託料でございますけれども、駐車場管理委託料につきましては、それぞれ市営一津屋第1団地、第2団地の駐車場管理業務の委託でございます。委託先は、それぞれの自治会長に委託しております。契約締結時における駐車場使用許可区画数に、月額500円を乗じた額の12か月分としておりまして、第1団地が23台掛ける500円の12か月で13万8,000円、第2団地が52台掛ける500円の12か月分で31万2,000円、合わせまして45万円となっております。

また、委託の内容につきましては、使用に関する問い合わせ等や環境美化、迷

惑駐車 の点検や指導等をお願いしているところであります。

次に、集会所管理委託料でございますけれども、具体的には本課が管理していません集会所は、鳥飼野々団地の新野々集会所と一津屋第1団地の一津屋新集会所の2か所でございます。

委託金額は、総務部が所管していません老人常設集会所と同様に、光熱水費の基本料相当額として同額となっております。委託先は、それぞれ新野々自治会と一津屋住宅自治会に委託しております。

○山本靖一委員長 林参事。

○林建築住宅課参事 質問番号12番、3つ目、建替え基本構想策定委託料についてご答弁申し上げます。

本委託につきましては、委員ご指摘のとおり、鳥飼野々団地及び鯨生野団地、両団地を一括して旧市民プール跡地に建設する建替え構想を策定したものであります。

計画戸数につきましては、従前戸数と同じ84戸で計画しております。昨年の決算の委員会では、政策空き家16戸とご答弁申し上げていましたが、その後、鯨生野第2団地で1戸退去され、現在17戸となっております。

また、来月には同じく鯨生野第2団地で1戸退去があると聞いておりますので、合計18戸が政策空き家となり、現入居者が全員入居されても18戸が一般公募できるものと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○山本靖一委員長 早川参事。

○早川交通対策課参事 交通対策課に係ります13番目から19番目のご質問についてご答弁申し上げます。

自転車の保管期間の短縮は、その後どのようになっているかということなんで

すが、保管期間の短縮につきましては、検討はしてまいりましたが、ことしの4月から大阪府下におきまして、警察の方に登録されております削除を行わないといけないことになっておりまして、その照会作業も必要になっておりまして、期間が余計に必要な状態でございます。

しかし、この防犯登録につきましては、電磁的記録媒体による照会が可能になる予定になっておりまして、これによりまして、全体的に若干期間の短縮が可能になるかと思われまします。現在は、大阪府警察本部が対応できない状態でございます。期間の短縮にはなっておりません。

続きまして、14番目、違法駐車追放事業の交通指導業務委託料の減につきまして答弁させていただきます。

18年度から全国で導入された駐車監視員制度によりまして、財団法人都市交通問題調査会が17年度で解散となっております。これによりまして、18年度から本市も民間業者に委託を行ったものですが、契約等の関係で業務開始時期が7月からとなり、委託料の減になったものでございます。

次、15番目、違法駐車苦情箇所についての対応についてでございますが、苦情箇所につきましては、自治会等を通じて市に要望していただければ、対応の方はさせていただきます。

16番目、市内循環バス運行補助事業で新ルートになっての実績ということでございます。

市内循環バス新ルートにつきましては、17年度実績では、旧ルートですが65人、1日9便当たり65人、1便当たり7人の利用者となっております。新ルートにつきましては、19年度実績で9便平均74人で、1便当たり8人の利用者

となっております、若干ふえている状況でございます。

17番目、放置自転車等対策事業、自転車利用者指導委託料について、最近フォルテ摂津周辺に放置自転車等がふえているが、どうかということでございますが、現在、千里丘第1自転車駐車場の建替工事を行っておりまして、仮設駐輪場を設置しておりますが、これにとめられず、東側のフォルテ摂津側の駐輪場を利用される方がふえたためと思われまして、これによりフォルテ摂津周辺に設置されている自転車ラック等及びフォルテ摂津地下駐輪場についても満車の状態でございます。現在、対策中でございます。

18番目、千里丘第1自転車駐車場整備事業、自転車駐車場建替え構想設計委託料についての内容でございますが、ことしの9月から千里丘第1駐車場の建替工事を行っております。

完成については、来年6月を予定しております。財団法人自転車駐車場整備センターに建築工事の委託を行っております。

収容台数については、今までにつきましては、自転車1,528台、原付112台、車7台でございます。これが建てかえによりまして、自転車1,965台、原付335台、自動二輪5台、車2台とふえる予定になっております。

なお、工事終了後につきましては、自転車駐車場整備センターが約20年間の運営を行う予定になっております。

最後19番目ですが、18年度中の交通事故の発生件数がふえているが、どのような対策をしているかということですが、18年度交通事故の発生増の対策としましては、摂津市交通安全推進協議会の構成団体の協力を得まして、交通安全大会キャンペーンなどの啓発活動や、担

当課としましては、看板の設置や交差点マーク、徐行などの路面表示、交差点に設置する夜間点滅鋏、または信号機設置に伴う交差点改良などを行っております。

また、死亡事故が起きた場所につきましては、摂津警察署の助言により、府道にあっては大阪府が、市道にあっては市として安全対策を実施しております。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原委員 ありがとうございます。

それでは、再度質問させていただきます。

まず、公園みどり課の緑化推進嘱託員と緑化推進員、その仕事の内容の違いを、もしわかればお聞かせいただけますでしょうか。

それから、公園維持管理委託料のところの事務報告で、灌水のところなんかは、わかりやすく、去年までは本数で提示してあったもの、日にちで提示していたという形なんですけど、一応の理解はできるんですけど、昨年、設計金額に対して契約金額の割合が70から80ということで、剪定が71、薬剤散布が69など、いろいろ数字は出ておるんですけど、昨年とことしのその比較というか、ことしどういう形で契約割合でなっているのか、できればお聞かせ願いたいと思います。

それと、それに踏まえてというんか、昨年のときに公園という形の、特色ある公園づくりということで、新幹線公園のような形の各都市公園マンネリ化を解消する公園づくりという形の取り組みを今後していくという形がありました。それについて、どのような取り組みをなされてきたのか、その経過など教えていただけたらと思います。

3番目の、砂、樹木等の原材料費ということで、今お聞きしましたら、ベンチ

などの材料費という形の説明としてお聞きしたんですけど、そうなれば、遊具補修事業の中の事業というんか、それとどうい違いがあるのか。それだったら公園遊具補修事業のところに、ベンチなんかは、補修するためにそういうものを取り入れられるんじゃないかと思うんですけど、その辺の違い、もう一度説明お願いできませんでしょうか。

それと、公園遊具取替事業で、今、全国的にいろんな事故がふえております。そういう意味で、今、公園みどり課の方でも全員がそういう目視という状況の中で、公園のいろんな形の遊具なり状況を監視されていると思うんですけど、その中で、今予算的に、毎年多分同じ金額ぐらいで推移されてるんですけど、こういう時期に、こういう金額の出し方というんか、安全対策に対して、これで十分なのかどうか、その辺のところ、当市の予算の関係もありますが、やっぱり優先順位の中で、もしそういう問題が起これば、瑕疵責任とか、いろんなことを考えれば、そういう形のこの時期だけでも、もう一度徹底的に人をふやして、そういう点検をしていくというようなお考えがあるんかないんか。

それと、公園は、従来、子どもの遊び場という形の考え方だったんですけど、今はやっぱり高齢者の健康づくりというような物の考え方もできようかと思えます。そういった意味で、高齢者に対する健康器具といいますか、そういう形の物の取り付けというんか、そういう形をどのように今後、この一部ジョギングロードの中にはありますが、そういう形のものを、どういった形で今後取り付けられようとしているのか、その辺もお聞かせいただけたらと思います。

7点目のし尿収集運搬委託料について

であります、これはいろんな形でなかなか従来の難しい面もあろうかと思いますが、協議会でもお聞きしたことがあるんですけど、いろんな業務委託という形のもので、補償なんかも入っているという、いろんな難しい面はあろうかと思いますが、平成7年に協定書で、自転車撤去、公園ごみ、死獣処理という形の代替業務をそうやって与えたという形で、平成12年に自転車移動委託料という形の覚書を交わして、いろいろ撤去という形のものをやっていたという形なんで、だけど今、駅前なんかの放置自転車に対して、土曜日、日曜日の撤去という形も、今のいろいろこの委託業者の方なんかに話す中で、やっぱり土曜日の撤去という形が今、千里丘駅前なんか見えておりましたら、やっぱり土曜日、日曜日、撤去がないということで、あふれかえっております。その辺の形について、この業者の方とどういう形の話し合いができて、土曜日撤去できるような形になるんか、その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それと、8番目、交通対策工事の反射鏡という形なんで、そこで私なんか、この事務報告だけ見せてもらいましたら、3番と4番と9番と同じような物の内容と思うんですけど、それが金額が違っておりますんで、そこの違いをお聞かせいただけましたら。それと、これの契約内容はどのようになっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

9番目、街路樹剪定委託料、これも一応、夏季台風シーズンの前に刈り取って、冬はその美観のためという形のために、そういう今、管理のためにやっているという形のことはお聞きしました。これについても、発注方法、どのような形で発注されているのか、お聞かせ願いたいと

思います。

10番目、今、市営住宅の使用料の未済額につきましては、努力されて頑張っておられるというのは理解できるんですが、やはり毎年毎年ふえていくというような状況であれば、前回一般質問でもさせてもらったような形で、いろんなまた考え方はあろうかと思いますが、民間の徴収業者に委託するなど、いろんな形から、やはりこれが不納欠損とか、そういう形になっていくことになれば、市民の税金のむだ遣いになるというような形にもなりますんで、その辺のことも、この未収額がふえないような形の取り組みを今後も続けてほしいと思いますので、もう一度答弁をお聞かせいただけますでしょうか。

それと11番、電波障害対策地域調査委託料につきましては、支障への建物については理解できました。今後、ひとり住まいの高齢者、市民の方が2011年7月24日に、今テレビではすごく宣伝しておるんですが、やはり身近にならないと、なかなかそういう問題は高齢者の方は自分のこととしてとらえにくいんで、これは今からやはり、そういう形になりますよという形の市の広報なり、もう少しきめ細かい説明を高齢者の方やひとり住まいの方にしていってほしいと。これは要望にさせていただきます。

12番目、駐車場管理委託料、集会所管理委託料については、いずれも地元自治会に委託がされているということで、これは理解できました。建替え基本構想につきましては、一般公募ができるということで理解しました。建替え事業は、今後またどのようなスケジュールで進むのか、わかっている範囲の中でお聞かせいただければと思います。

13番目、鉄屑処分金であります、

若干いろんなシステムで、早くなりつつあるという進歩はしてるかとは思いますが、その中で短縮になったときに、当初、当市においてのリサイクル鉄屑処分金の収入増になると思うんですが、どのような考えをお持ちで、どういう形で進んでいかれるのか。毎年30万円前後で鉄屑という形になって、これはなかなか警察との連携で、ほかの連携もあって難しいと思いますが、当市としては、そういう形の鉄屑じゃなくて、リサイクルという形の中での収入を少しでも上げていくと方の中での物の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

それと、交通対策課、違法駐車指導員委託料が9か月間の契約ということで、委託料が減っているんでしょうかね。それと、またこれを1年にしたら、どういう形になるのか、また、業者選定はどのようになるのか、お聞かせいただきたいと思います。

15番目、違法駐車追放事業の自治会、苦情に対してであります、これは自治会の方に苦情が来たときの対応について、具体的にどのような動きをされているのか、お聞かせ願いたいと思います。

16番目、市内循環バス運行であります、これは平成16年に近鉄バスが赤字ということで、その補てんで始まった事業で、やっぱり市民の方の足を確保するという形で市内循環を走らせていただくという形のもので、補助金という形で毎年1,000万円ずつ補助を出してるわけなんです、そのところでルートを変えて若干ふえてきたという形の推移はありますが、やはりこれは、今後どういう形のもので、この4月から、今まで政策推進課の方で担当してた巡回バスとの形が、今度は交通対策課で、この4月からそういう形で取り組まれているとい

う形の状況になっておりますので、従来から一津屋の方に走っていたバスがなくなって、すごく一津屋の方が困っておられるというような形も聞いておりますので、巡回バスを味生公民館に、また今、復路の方も走らせていただいて、やはり被害というんですかね、そういうやっぱりされている方のところにも、いろんな形のトライをした中で、やはり1人でもそういう不便を感じることはないような、いろいろ難しい面はあるかと思いますが、これから施設巡回バスと近鉄バスとのいろいろ、今度4月からは一つのところでいろんな形の受け皿になっていきますので、その辺のことの整合性を持って、今後当たってほしいという、これは要望にさせていただきます。

17番、放置自転車の今、フォルテの現在の状況、対策と今後の対応について、もう一度詳しくお尋ねいたしておきます。

18番目、これも千里丘、今のいろいろ設計の段階のいろんなことは聞かせていただきましたが、建替工事に伴って千里丘西側の自転車の駐車場対策、駐輪場対策は、今後どのような形にされるのか、もうちょっと具体的に教えていただけますか。

19番目の交通事故発生に対しては、今後とも警察と連携を密にさせていただいて、1件でもそういう交通事故がなくなるような形で取り組んでいただきたい。これは要望とさせていただきます。

以上です。

○山本靖一委員長 野畑参事。

○野畑土木下水道部参事 2回目の質問の中で、まず1点目ですね、緑化推進員と緑化推進嘱託員、これの仕事の内容の違いということでご質問でございますけれど、まず、緑化推進員は先ほど説明させていただきましたしまして、嘱託員についての

内容について説明させていただきますと、それなりの技術を持った方であって、今現在、作業をしております。2名採用しておるんですけど、この方につきましては、大阪市の公園の業務をずっと定年までされた方でございます、緑化に対してかなりの知識を持っておられます。

その中で、平成14年9月から開設いたしました花とみどりの相談所がございます。その中で、市民からの相談を受けたりしております。あとは、そのいろいろな苗圃での育苗の指導、それから花と木の実践養成教室、それと樹木の剪定教室、それと市民から要請による派遣講師ということで、市民から要請があれば、出向いて行って、いろいろな形でもって講習をしていただける。それだけの能力をお持ちです。ということで、月20万円お支払いさせてもらっております。年間で2人で480万円の金額をお支払いしているのが現状でございます。

普通の緑化推進員につきましては、それのお手伝いということでしていただいております。

2点目の都市公園管理作業委託の中で、18年度までは単価契約でもって随意契約で行っております。そのときの落札率でいきますと、約70から80という形で報告させていただきました。19年度からにつきましては、昨年の決算時での改善指導により、指名競争入札でもって発注いたしております。

ただ、今現在発注しておりますのが、そのうちの一部でございます、まだ残事業も残っております。だから、一概にどうかということについては、まだちょっとこの場ではお答えができませんので、すべての清算が終わりました時点で、結果について報告させていただけると思いますので、どうかご理解のほど賜りたい

と思います。

3点目の、新幹線公園等で、公園などのようにちょっと特殊な公園もあるんですけど、総体的にマンネリ化している。今現在、公園としてはどないしてんねんという話でございますけれど、今摂津市内にある公園は、ほとんどが20年以上経過した形の中で、よく叫ばれておりますのは、公園自体の再整備をなさいたいという形であります。

だから、例えば再整備を行った公園がどこにあるんや言いますと三島公園、あれは平成8年に再整備を行いました。そういうふうな形で、すべての公園について、やっぱり再整備を行っていった中で、やっぱり皆さん方が使いやすい公園をつくっていかうじゃないかという考え方をしております。そのためには、やっぱりワークショップでもって市民の皆さん方の意見を取り入れながら、そういうふうな形の整備をしていきたいというふう考えております。

ただ、これにはかなりの予算が必要になってきます。事業費がかなりあります。その事業費が確保できるまでの間は、今の形の中で、とりあえず今ある施設を要するに有効に使っていくような形でやっていきたいと思っておりますので、将来は、今申しましたように、再整備をした中で、再度特色のある公園をつくってきたいなというような考え方をしておりますので、よろしく願います。

次に、原材料費の中で、それと補修事業とどう違うんかとお尋ねであります。補修事業につきましては、業者でもって発注いたしまして、その中でもって一部を交換して行っているという形の事業でございます。原材料を使って、例えばベンチ等を交換しているのは、これはすべて職員でもって、特に公園をパトロール

している職員が木だけを購入して、あとは全部取り付け、取り外しは全部行っております。だから、すべて職員でもって作業を行った中で、要するに補修していつてというのが原材料で仕事を行っている内容でございます。

5点目に、公園遊具に対するの安全の対応をどうするかという内容でございます。現在、遊具につきましては、かなりの公園で老朽が進んでおります。その中で、事故防止については日常点検として公園の遊具を専門の職員が1名で毎日巡回しております。大体、1か月に1度ぐらい、すべての遊具を見ております。

その中で、これはもう取り替える状態ですよとか、これは塗装が必要ですよ、この遊具は、このまま置いといてもまだ問題ないですよという形で、常にその中で判定を行っております。

そのような形で点検を行っております、どうしても取りかえる必要がある場合につきましては、私ども予算の許す範囲の中で取替えを行っております。

よって、一番何が必要かと言いますと、遊具については、いかに維持管理を行っていくか。例えば、鉄製品であれば、さびが発生している状態であれば、できるだけ早期に塗装を行う。支障に耐えられないと判定された遊具については、先に撤去してしまおうじゃないかという形でさせてもらっております。

ただし、これ撤去いたしますと、地元自治会の方からやっぱり新しい遊具をつけていただきたいという要望が出てまいります。それらにつきましては、一応、予算の許す範囲の中で、次年度でありますけれども、予算要求をして設置してまいるのが現状でございます。

さらに、公園遊具の危険度の判定でございますけど、基本的には目で見て、実

際にさびているか、さびていないか、木であれば傷んでいるか、傷んでないかというような形で判定を行っております。

将来的にはどうかと申しますと、他市で、例えば茨木市、高槻市、これらにつきましては、公園施設業協会という団体に加盟している遊具の業者で、専門的な知識を持った方が定期点検を回っておられます。本市の公園遊具の定期点検は年1回だけにした場合、どれぐらいの委託料がかかるのかということで、過去に一遍試算させてもらったときに一度考察してもらったのが五、六百万円ということなんですけれども、摂津市に実際にある遊具ですね、その遊具が何個あって、どんな遊具があるかというような形で、再度、見積りをとりますと、大体300万円ぐらいでできるんじゃないかと。ただ、この300万円言われても、かなり厳しい金額でございます。

もしそういう業者に発注いたしますと、今心配しておりますのは、かなり厳しい基準でもって判定が行われます。そうしますと、どうしてもそれが撤去しなさいという形の判定になりますと、そのまま置いておくわけにはいかないという形で、かなりの遊具がなくなっていく可能性がございます。

ただ、そう言うてましても、他市の状況を考えていきますと、やっぱりそういうふうな形で定期点検に出していくという方向に変わりつつありますので、一応、来年度には定期点検を専門業者に委託できるような予算計上をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 7番目のご質問で、し尿の代替業務として供与した自転車撤去業務について、土日の撤去はでき

ないのか、業者と協議をすべきではないかというご質問でございますけれども、自転車撤去自体は交通対策課の所管でございます。私どもの所管ではないんですけれども、代替業務としてし尿の補償として供与した業務であるということ。さらに、し尿の収集業務との関連というのがありますので、今後、関係課、それから業者と協議をし、検討していきたいと思っております。

○山本靖一委員長 藤井参事。

○藤井土木下水道部参事 それでは、8番目の交通安全対策工事のカーブミラーの事務報告書218ページの3番、4番の内容と9番の内容が一緒にもかかわらず金額が違うのはなぜかという内容でございますけれども、確かに、内容といたしましては二面鏡、800ミリ、1基、曲柱という内容になっております。違いといたしましては、金額の違いでは1万4,490円違うわけなんですけれども、この違いは基礎にございまして、3番、4番につきましては、既存コンクリート構造物に穴をあけまして、それを基礎にしましてカーブミラーを設置しましたという内容でございます。9番につきましては、基礎をつくりまして、40センチ真四角、深さ80センチというものをつくりまして、その基礎の違いが価格の違いでございます。

発注方法でございますけれども、一応、単価契約におきまして、想定される20種類の項目につきまして本市の方で積算を行いまして、6社から見積りをとりまして、安価な業者に単価契約をもちまして年間通じて発注しておるのがカーブミラーの発注方法でございます。

続きまして、9番の街路樹剪定の発注方法についてでございますけれども、これにつきましては、先ほど申し上げまし

た内容におきまして積算を行いまして、指名競争入札で行っておるものでございまして、委託の期間といたしましては、18年5月31日から19年2月28日の中で、8社の参加業者の中から落札業者を決定したものでございます。

○山本靖一委員長 早川参事。

○早川交通対策課参事 保管期間が短縮になったときの処分金の増は見込まれるかということなのですが、保管期間の短縮が可能になれば、費用対効果等を考えて、収入増になるように検討の方をしてみたいと思います。

次に、17年度の委託料の減ということで、今度1年にするとどうなるかということと、業者選定はということなのですが、一応業者選定につきましては、18年度、指名競争入札で行っております。中身としましては、交通誘導警備2級以上で駐車監視員の資格を有する者を配置させていただいております。

また、19年度につきましては、指名競争入札で3年の複数年契約を行っておりまして、そのことによりまして、年間約800万円程度の予算となっております。民間委託になりまして約100万円の減になる予定となっております。

自治会と苦情対応についてどういった活動を行っているかにつきましては、交通指導員につきましては、摂津市違法駐車等の防止に関する条例に定める重点地域及び重点路線において、18年度、年間延べ450人、日にちにしますと262日間、活動を行っておりまして、通常そういう活動を行っておりまして、それ以外にも、苦情、要望等がありましたら、その箇所についての迷惑駐車等の防止の啓発活動を行っております。

また、18年度からは、安心安全パトロールとして青パト活動も実施しており

ます。

次、17番目、千里丘第1自転車駐車場建替工事の現在の状況についての対策ということで、現在、フォルテ摂津周辺の自転車駐車場につきましては、朝早くから満車状態となっておりまして、交通対策課としてもちょっと苦慮しておりますが、フォルテ摂津周辺に駐輪場の用地になるものを探しましたが、見当たらず、一時的にフォルテ摂津地下自動車駐車場の一部を自転車置き場として利用する予定で、現在、準備しておる最中でございます。

18番目、建替工事に伴って、千里丘駅西側の自転車の駐輪対策ということで、千里丘三丁目6番地域に仮設自転車駐車場を設置しておりますが、千里丘駅西側にも自転車があふれることが予想されましたので、9月の工事開始時期より、自転車指導員2名を8時から配置の方をしております。

○山本靖一委員長 長野次長。

○長野都市整備部次長 それでは、10番目の市営住宅使用料の未済額につきましてご答弁申し上げます。

未済額につきましては、個別に見ますと公的扶助を受けられた方の受けるまでの滞納が、なかなか減らないとか、病気であったとか、失業していたとか、いろいろ事情はございますが、いずれにしても徴収率、収納率を向上させることは重要な課題であると認識しております。

今、委員ご指摘の、民間の徴収業者があることは我々も承知しておりまして、営業活動としまして本市にも電話やファクスなどはございます。しかし、現段階では、職員での夜間の臨戸訪問をふやすことや、保証人に対して連絡をするなど、できるだけ工夫をしながら、収納業務に取り組んでまいりたいと考えております

ので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○山本靖一委員長 林参事。

○林建築住宅課参事 質問の12番、市営住宅建替事業のスケジュールにつきましてご答弁申し上げます。

本建替事業は、国の地域住宅交付金の対象事業として施行しており、地域住宅計画の中では、平成19年度から23年度までの5か年事業として取り組んでいます。今年度は、基本設計と旧市民プールの解体工事を対象事業としており、計画では来年20年度に実施設計、21年度に道路等の工事を行い、22年度に建設工事に着手し、23年度完成としております。

○山本靖一委員長 野畑参事。

○野畑土木下水道部参事 先ほどの中で1点抜けておりましたので、高齢者に対する健康遊具ですね、その設置をどうかという話でございます。

確かに、公園というのは、小さなお子様からお年寄りまでが利用される部分でございますので、高齢者の方に対しましても、やっぱり当然の配慮をしていかなければいけないというふうに考えております。

その中におきましては、予算の許す範囲の中で、今後は設置してまいりたいなという考え方をしておりますので、よろしく願いいたします。

○山本靖一委員長 あと、電波対策の問題がありましたよね。長野次長。

○長野都市整備部次長 委員ご指摘の、2011年7月24日に移行することについての市民へのPRでございますけども、国も総務省電波管理局とも、これは国の責務であるということは申しております。

ただ、市としましても、委員ご指摘の

高齢者であるとかということ、政策とか福祉の部門とも協力しまして、前向きに取り組んでまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原委員 それでは、再度質問させていただきます。

まず1番の、緑化推進嘱託員の方と推進員の方は、嘱託員の方がプロ的な方で、啓発とか、そういう形のもので緑化活動に推進されているというような形のことです。よろしいのでしょうか。その辺の確認だけちょっとさせていただきたいと思います。

それと2番目、維持管理、公園管理委託料のところでの、これは単価契約、ことしと昨年と一緒に、多分契約金額の割合が70から80と昨年あった、ことしと一緒にということで、その辺で説明がなかったのかなと思います。その辺のこの確認させていただきます。それと、本年度、19年度からは、そういう単価契約から指名競争入札という形の形態が変わったという形で、まだ上半期しか過ぎておりませんので、その辺の実績というのは、また来年の決算のときにお聞きしたいと思います。

それと、特色ある公園づくりということで、公園をいろいろ20年ぐらいそういう形で来たんで、いろいろ整備していかないとかなあかんという形のもので、取り組みは考えているということであつたんですけど、じゃあ、実際に具体的にどういう形の取り組みをするかと言えば、ワークショップなんかを開いて、市民のアンケートなんかをとった形で市民のニーズに合ったような公園づくりを今後していくような取り組みを本年度はされるかどうか、来年度ですね。その辺のところもちょっとお聞かせいただけたらと思います。

それと、3番の砂と樹木なんかに関しましては、職員の方がそういう形で直接出向いてやられるということで、5番の補修というのは外注に出されて、これはやられてるという認識でいいんかどうか、そこだけ確認させてください。

それと、今の公園遊具取替事業に関しまして、年1回のそういう専門業者に出せば過去五、六百万円かかったと。もう一度、再見積りを出したら300万円ぐらいでできると。しかし、すごく、前回もお聞きしたんですけど、これはかなり高度なというんか、きつい状態というんか、すごく安全を第一にしたという形の、今の多分、摂津市内に置いてる遊具の形だったら、ほとんどというんか、5割ぐらいはそういうのにひっかかって、現実に取りかえなあかんという形の状態が出てくることも考えられると思うんですけど、そのときに、そのぐらいの形の出たときに、予算措置ができるのかどうか。そういう、ただ検査だけして、そして危ないという検査結果が出たら、それに対してその措置をしないという形に対しての瑕疵責任は、今以上に強くなるんじゃないかと思うんですけど、その辺の考え方をお聞かせください。

また、予算的に優先順位なんですけど、先ほど言いましたような高齢者の健康づくりという形のもの器具に、そういった意味では取りかえていくというような形の物の考え方があるのかどうか。

7番目に関しましては、一応関係各課が、今までは下水の方がやられてたのを、今度は交通対策と密な連携を保っていただいて、放置自転車対策に当たっていただけるということを確認できたと思います。今後は、そういう形の中で放置自転車対策、交通対策の方でよろしくお願いいたします。要望させていただきます。

きます。

それと、8番目の反射鏡に対しては、過去これずっと単価契約で来られたんか、それとも両方の、街路樹の方もそうですけど、指名競争入札、街路樹の方ですね、そういう形で来られたんか、それとも契約は途中で変更があったのかどうか。今、もしこういう状態の中で、上というんか、反射鏡が単価契約、下が指名競争入札という形になってるのであれば、もし変わった経緯があるんだったら、いつからこういう形になったかというのが、もしあるようでしたら、お聞かせいただきたいと思います。

それと、10番目、市営住宅使用料につきまして、いろいろな事情がある方がいろいろな形で入居をされております。そういう形の方には、きめ細かいそういういろいろな減免措置とか、いろいろな形を親切丁寧に教えるというか、知らせていただいて、その人らの本当に障害にならないような形の中におきましても、やっぱり滞納という形は、やはり市民から見て、やっぱり不公平という形のものが残りますんで、今後とも、やはり最低の義務を果たしていただくという形で、積極的な取り組みを要望しておきます。

12番、市営住宅の建替え事業につきまして、入居者の高齢化もあると聞いておりますので、できるだけ早く事業を完成するよう要望しておきます。

13番目の鉄屑処分金で、今後そういう形で、いろいろな形で取り組まれてるということで、今後も収入が少しでも上がる、鉄屑じゃないような形の対応をよろしくお願いしていきます。これは要望にさせていただきます。

14番目、今一応、1年にして業者選定はそういう形のもので、やっぱりこれも単価を少しでも低くしていくという、

一応の努力は買いますので、こういう形の中で、いろんな方法なり、いろんなそういう形の施策を持って、今後も当たっていただきたいと思います。これも結構です。

違法駐車追放事業の関連につきまして、自治会からの苦情、今、実例で、桜町の住宅街の中にでも、結構そういう違法駐車があるというような形も出てきております。一応、違法駐車重点地域というところは、多分そういう形でまめに回られているとは思いますが、住宅地の中でそういう違法駐車があるという形。南摂津のモノレールの駅なんかは、とめる時間が短いという形で、通報して行ったときにはもうないという状況もよくお聞きしますが、その辺は重点地域でよく回られていると思いますが、過去やっばし、自治会の中にも、やはりそういう状況が起こっておりますので、そういうのも本当にまめに、そういう自治会からの苦情が来たときには、適切に、いち早く対応していただくことを、これも要望させていただきます。

指導員、今のフォルテの方ですね。今そういういっぱいになってきて、今一部、自動車のスペースも自転車のスペースに確保して行って、今後やっていくという形で、これは多分、今後、第1駐輪場が増設の工事が終わったときには、今お聞きすると、いろんな下で聞くと、やっぱり吹田の方から、今まで第1にとめてた人が今のフォルテの方に来ているというような形でいっぱいになってきて、周りもいっぱいになっているという形の状況がありますが、やはり地域に住んでおられる方が、すごく今迷惑されておりますんで、この方の対策も一応、今、第1駐輪場の方で2名出してもらって建替えをやってもらいますが、そういう形のもの

の人の、うまいこと使えるような形で、その放置自転車が、これも事故の一つの大きな原因にもなっていますので、その辺の対策もよろしく願いしておきます。これも要望とさせていただきます。

今の建替え、千里丘第1駐輪場の件なんですけど、今年度から、今そういう形で2名が4時まで回っていただいて、その間は確かに放置自転車は少なくなっております。私も何遍も見にいった中で。去年は、花壇のところに有料ラックをして、すごく道幅も大きくなって、しばらくはきれいだったんですけど、またしばらくしたら放置自転車がふえてきていると。

もうやっぱり、それは追っかけっことで、やっぱり第1駐輪場が完成して、きちんと駐車できるスペースを確保した後に、そういう撤去という形に。とめるところを先に確保するというのが、やはり市の責任かと思いますが、その間に、やはりとめてもらわないような形の対策という形で、これは今後の課題にもなると思うんですけど、やっぱりシルバー人材センターの方、今まで勤めておられた方を、今後どういう形のもので雇用していってもらえるか。そういう話し合いも各課でしていただくような形をお願いして、これは要望とさせていただきます。

以上です。

○山本靖一委員長 野畑参事。

○野畑土木下水道部参事 まず1点目の、嘱託員の件でございますけれど、これは一応、それまでのいろいろ培ってきた知識をそのまま持っておられる方で、かなり経験もあるということでございますので、かなりやっぱりそれなりの知識を持っているという形の中で、こういうような報酬を払っているという形でございます。

2点目の公園管理委託料の分ですけれど、一応70から80という形で落札と

説明させてもらったんですけど、正式に言いますと約76ぐらいから78ぐらいの落札率で、単価契約の場合はなっております。

今年度につきましては、まだ出ておりませんので、申しわけないですけど、出た段階でもってまた報告させていただきますので、それはよろしく願います。

それと、特色のある公園の中で、ワークショップを今後は利用していくかという話なんですけれど、来年度からにつきましては、まだ公園についてはまだ考えておりません。

ただ、その中で、いろんな、今後公園が出てきた場合においては、やっぱり地元の意見、特に皆さん方の意見を入れた中でのやっぱり公園をつくって、そうすることによって、その公園に愛着を持たれると。その持たれることによって、できたら維持管理までしていただけたらという形の中で、そういうふうな形を考えておりますので、できるだけ皆さん方の意見を入れた中で、やっぱりそういうふうな形の管理もしていきたいという考え方をしております。

それと、もう一点が、原材料でもっての修繕と、それから補修の分は、先ほど申しましたように、片方は職員でやっていると。片方は外注しております。業者でもって発注しておりますという形でございます。

最後に、例えば、遊具の分で高度な安全基準が出てまいります。その中で、確かに撤去しなければいけない遊具が出てまいりと思いますけれど、できるだけ補修でいけるような分についてはやっていて、できるだけ少しでも長く使えるような形で、やっぱりそういうふうな形で遊具も使っていきたいと思いますので。

ただ、どうしてももう撤去しなきゃいけない場合は仕方ないですけど、それ以外については、できるだけ補修をすることによって、もしちょっとでもその寿命を延ばせるような形になればいいなという形で考えています。

健康遊具につきましても、先ほど申しましたように、考慮した中で、やっぱり設置していかなきゃいけないという考え方は持っておりますので、よろしく願います。

○山本靖一委員長 藤井参事。

○藤井土木下水道部参事 それでは、カーブミラーの発注の方法と、街路樹剪定の発注の方法の過去のことでございますけども、約10年ほど前にさかのぼって申し上げますと、平成9年、10年におきましては、今と同様で、単価契約によりまして発注しておりました。平成11年、12年の2か年におきましては、上半期、下半期という形で分けまして、一応、設置する場所の積算を行いまして、指名競争入札による発注を試みたわけですが、その結果といたしまして、単価契約等においての価格の差は、さほど出てこなかったということと。

ただ、発注方式でやりましたときの経験で、上半期、下半期と分けたことがありまして、即効性にそぐわないということから、平成13年度から今のような状態の単価契約に戻しまして、発注の方法としましては、単価契約で年間、三、四回、もしくは四、五回、大体おおむね2基程度をめどに設置していつているのは今現在も変わらず、18年度もそういうふうにした内容でございます。

街路樹剪定につきましては、先ほど申し上げました内容で、ボリューム等がもうわかっておりますので、これは過去におきましてから、ずっと指名競争入札に

よりまして発注しておるものでございます。

○山本靖一委員長 暫時休憩します。

(午前11時51分 休憩)

(午後 1時 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

野原委員。

○野原委員 ありがとうございます。

反射鏡、または道路剪定という形で、契約内容で、過去、単価契約であったり、指名競争入札、そういうことを繰り返した中で、一番安いというんか、費用対効果に合ったような形で今の形になったということで、これはそういう理解の中で、本当に費用対効果を考えて中で、やっぱり即効性というんか、急ぐやつは単価契約の方がより有効的であると。その積算根拠と透明度がはっきりすれば、そういう形の中で費用対効果という形の、各課におかれまして、そういう契約内容を今後とも検討していただきたいと思います。

また、公園みどり課に関しまして、先ほどお尋ねした中で、もう一点、ちびっこ広場の管理補助金に対しまして、今、チップの散布によりまして雑草の生えにくくなるというような形のデータも出ておるように聞いております。その辺の啓発をどのようにされているんか、最後にそこをお聞きしたいと思います。

○山本靖一委員長 野畑参事。

○野畑土木下水道部参事 樹木のチップを利用した雑草防止にはどういう対応をしていくかということで、市内の公園ちびっこ広場では、広場全体にチップをまくのではなくて、広場周辺の植栽帯にもって一応、チップをまくという、そういう利用方法が今、行っており、多少効果は出てきております。

しかし、弊害もありましてね、樹木チッ

プをしたために、本来の樹木にもともと入ったキノコ類の菌が発生したりして、色がかなり黄色い色をして、嫌がられている場合もあります。それと、ちょっとした害虫が発生したりしておりますけど、その辺の分をちょっと辛抱していただければ、雑草防止には大変効果が出ております。

一応、私とこは、ちびっこ広場の管理補助金の分の実績報告とか収支報告書を毎年3月末に出していただいております。そのときに、一応、私どもの方から自治会長さんに通知文書を送りますので、その折にでも、樹木チップの活用の啓発を行ってまいりたいなという形で考えておりますので、よろしくをお願いします。

○山本靖一委員長 よろしいですか。

野原委員。

○野原委員 ありがとうございます。

ちびっこ広場というのは、自治会が管理されて、地域の方がそこで使われているということで、本市の方も地域は地域でという形のスローガンというか、そういう取り組みをしておりますんで、こういったところにも予算は少ないんで、有効的に使っていただけるような取り組み、また、地域の方とのコミュニケーションを密に持ってもらって、そういう有効に使えるものは有効に使ってもらえるという啓発も、今後も積極的に進めていただきたいということをお願いして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。

本保委員。

○本保委員 それでは、歳入の方はこの決算書の中から、歳出の方は決算概要の方からお尋ねをいたしますので、ページ数申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

まず、歳入の方ですけれども、39ページ、目4、土木手数料、節1、明示手数料というのがありまして、この21万7,800円についてお尋ねしたいと思います。これは、監査結果報告書の中で、道路課として明示手数料収納事務において一部で調定の誤りが見られたとありますけれども、これは先ほど107件あったといううちに、そういったものが存在したのでしょうか。どういうことであったのか、この点についてご説明をお願いしたいと思います。

歳出の方ですけれども、概要の106ページですけれども、これは歳入の方にも土木費国庫補助金、また土木費府補助金として地籍調査費の補助金が450万円合計で上がっておりますけれども、歳出の方で646万2,750円ということで業務委託料としてこの官民先行型の境界査定実施の費用が上がっているんですけれども、この測量件数と明確になった件数をお聞かせいただきたいと思ひます。

また、執行率が86.3%となった理由についても、あわせてお聞かせをいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、概要の105ページですけれども、交通安全啓発事業120万663円についてお尋ねをいたします。

春、秋の交通安全運動の推進及び市民への交通安全意識の高揚を図るとありますけれども、具体的に効果はあらわれているのでしょうか、それについてお聞かせをいただきたいと思ひます。

続きまして、概要の111ページ、JR千里丘駅エレベーター設置補助事業3,072万6,000円のうち、1,266万6,000円は当年度で、残額は先ほどご説明がありましたように、1,8

06万円は19年度へ繰越しとなっておりますけれども、これに関しましてお尋ねをしたいと思えます。

JR千里丘駅のエレベーターの設置の現状と、これに関連して19年度へ繰越した分の進捗状況についても、あわせてお聞かせをください。

現状では、来年2月末完成予定と掲示をされているのですが、工事は現実に進められているようには、どうも外側から見ている見受けられないというのが状態でありまして、設置が本当に予定どおり、来年の2月にできるのであるのかどうか。あと3か月ほどしかありませんので、2月に設置が間に合うのかどうかということについても、お聞かせをいただきたいと思えます。

同じく111ページ、震災対策推進事業、これは5万円の費用ですけれども、大阪府建築物震災対策推進協議会の負担金というふうになっておりますけれども、18年度においてどのような協議が行われて、また、本市においては、それを受けてどのように震災対策を推進されたのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

115ページ、公園遊具補修事業、これが222万4,110円及び公園遊具取替事業246万7,500円のこの中身でございますけれども、あらまし事務報告書214ページにも記載されておりますし、野原委員も先ほどご質問されたところでもありますけれども、この遊具の補修及び取替えの基準については明記されておられません。この件に関しては、昨年の決算で、私がこの折にも要望してまいりました。遊具の安全基準策定に向けて検討をお願いしておりましたけれども、その進捗状況についてご検討いただいたのかどうか、お聞かせをいただきたいと思えます。

同じく117ページ、市営住宅の建替え基本構想策定事業294万円とあります。この建替え基本構想策定委託料につきまして、その中身でありますけれども、建替え基本構想の中でこの余剰地があると思うんですが、この余剰地についてお尋ねをいたします。その活用については、どのようにお考えであるのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

以上です。

○山本靖一委員長 藤井参事。

○藤井土木下水道部参事 それでは、1点目の決算書39ページ、歳入の道路敷地境界等明示手数料の21万7,800円、内容につきましては、事務報告書に上げております107件でございます。監査事項の内容で調定内容に誤りがあったと。この内容についてというお問い合わせでございます。

条例におきましては、明示におきましては、受け付けたときに徴収するという内容になっております。これは条例の内容でございます。指摘の内容といたしましては、107件に対する徴収を行いまして、結果その歳入が21万7,800円でございます。

しかしながら、そのうちの7件が、受付日が18年の2月9日から3月14日にかけて7件受け付けたわけでございますけれども、調定、収入しましたのが4月に入ってからということになってしまいましたので、7件分、金額にいたしまして1万4,000円分というのが監査での指摘の内容でございます。

続きまして、2番目、地籍調査の事務の内容でございますけれども、事務報告書にも書いておりますように、これは18年度から実施した事業でございます。都市再生地籍調査、官民先行型業務委託という形で、18年度が初年度でございます。

ます。

内容といたしましては、官民先行型というのは何であるかというのは、内容としまして地籍調査ですので、あくまでも面積を求める。地籍をするに、一筆地一筆地、土地にはすべて地番がついてございます。その地番の面積は幾らでしょうかということを出すのが、本来、国が求めております内容でございます、大きくは摂津市の行政区域内すべての面積を出しなさいということであるわけなんですけれども。

ただ、おのおのの地番には、それぞれ所有者がございまして、その所有者の土地を確定するには、民の境界まで確定しないことには面積は求められないということから、大阪府におきましては、全国でワースト1の大阪府では、わずか2%の地籍しか決まっていないうような状況から、国の方が、とりあえずは官と民との境界を決めることでも国費の補助は出しますよということから下がってまいりまして、それを取り入れたのが18年度事業でございます。とりあえずは、18年度から官と民の境界ですので、必ずしも摂津市の道路だけには限りません。河川との境界であるとか、府道との境界であるとか、要するに官と民との境界をすべて出していきましようということによりまして、その官有地で囲まれております民地すべてのブロック単位での、まずは面積を出していきましようということで進めておりますのが官民先行型でございます。

18年度の内容としましては、地籍調査としまして、桜町1丁目、2丁目の一部、面積にしまして0.08平方キロメートル、市道としまして確定しました延長としましては、ほぼ2.7キロというのが官民境界が確定したものでございまして、

座標変換といたしまして、これ世界測地系、簡単に申し上げますと、今現在ちょっと時代が進んでおりますので、衛星座標によりまして、そういうふうな大きいポイントを衛星によって管理していこうと。こういうものを座標の変換、これを鶴野1丁目から4丁目及び正雀本町2丁目、ポイントとしまして763点を座標変換を行ったものの委託の内容でして、646万2,750円ですので、補助金が、先ほど委員もおっしゃったように国費から300万円、府から150万円、差の196万2,750円が市から負担したと、こういうふうな内容になっております。

決算概要によりまして、執行率86.3%になった内容でございますが、これは落札差金の内容でございます。入札を行いましたので、落札の差金がそれだけ出てきたという内容でございます。

○山本靖一委員長 野畑参事。

○野畑土木下水道部参事 公園の遊具補修並びに遊具の取替えの関係で、いろんな点検関係ですね、どんなふうな形で判定基準をつくっていったかという内容でございますけれど、一応、私とこの分につきましては、職員が目視でもって現場を確認しながら、これはもう取替えなければいけない遊具であるという形の判断をしてるんですけど、ただ、この判定を行おうといたします場合、それなりのやっぱりきちとした形の講習を受けた中で、やっぱり資格が必要になってまいります。

その中で皆さん方点検されているんですけど、まず、点検方法の中で判定基準がいろんな形であるんですけど、例えば、今申します日本施設業協会でもっている判定では、まずA・B・C・Dという4つの判定がございまして、例えば、

Aの判定であれば「現状は異常なく、修繕の必要がない」Bであれば「やや劣化及び磨耗のきざしはあるが、現状では修繕の必要はない」C判定しますと「部分的に劣化及び磨耗がありますから、計画的な修繕を要する」と。最後のD判定になりますと「重要な部分に異常、または全体に老朽化があり、至急対処が必要である」という形の、こういうふうな4つの判定がございします。

この判定をするのには、やっぱりそれなりの資格を持った方がやらないと、なかなか難しいんじゃないかという形を考えております。それでもって、一応、他市ももうそろそろ定期点検をやっていこうじゃないかという方向に変わりつつありますので、先ほど申しましたように、一応来年度からは定期点検を専門業者に委託できるような予算計上をしていきたいなという形を考えておりますので、よろしく願いいたします。

○山本靖一委員長 新留参事。

○新留都市計画課参事 JR千里丘駅エレベーター設置補助事業につきまして答弁させていただきます。

平成18年度につきましては、当初3,072万6,000円のエレベーター設置補助金を計上しておりましたが、JRが行った詳細設計段階におきまして地下水が高いことが判明されたため、杭工事及び基礎工事に先立ちまして、薬液注入による止水工事が必要になりました。

このため、当初予定しておりました工程よりおくれることになりまして、平成19年度に薬液注入による止水工事を完了後、杭工事及び基礎工事に着手されることになっております。よりまして、平成18年度の3,072万6,000円の補助金のうち1,806万円を19年度に繰り越しさせていただいております。

繰り越しの内容といたしますのは、主にその地下水位が高かったことによります薬液注入による止水工事が主な工事でございます。

現在の状況としましては、薬液注入工事の方は本年10月初めに終わりました、現在は土木工事におきまして、ホーム内におきまして次のステップであります階段の下になる杭の基礎工事が、掘っていくという形が進められております。

それから、京都側のホームにおきましては、エレベーターのピットの箱になるところで作業が行われております。

それから、建築工事におきまして、橋上駅の補強工事、バリアフリーに伴って出てきます補強工事が行われておると伺っております。

それから、工事は来年3月までに間に合うのかというお問い合わせですが、若干薬液注入の関係でおくれておりますが、JRにも工程調整を行い努力するようお願いしております。

○山本靖一委員長 大砂課長。

○大砂交通対策課長 交通安全啓発事業についてご答弁申し上げます。

春・秋の交通安全運動期間を中心に、摂津市交通安全推進協議会の構成団体の協力を得た中で、交通安全大会とか、またキャンペーンなど啓発の活動を実施しております。

また、これは地域からの要望等の中で、危険な箇所看板の設置とか、電柱巻きつけ看板等で交通事故防止の中で寄与できているものと考えております。よろしく願いします。

○山本靖一委員長 長野次長。

○長野都市整備部次長 それでは、7点目の市営住宅の建替え基本構想の策定についての余剰地についてでございますけれども、余剰地につきましては、本委託の

土地利用につきましては、2案作成しております。1案が余剰地を温水プール側に配置し、将来、温水プールと一体的に利用を想定した計画と、2案としまして、千里丘三島線側に余剰地を配置し、温水プール側に市営住宅を計画した2案を案として作成しております。

そして、今年度、基本設計等業務委託の中におきましては、教育委員会等とも協議する中で、1案である温水プール側に余剰地、残地を取る計画で現在進めておるところでございます。

なお、余剰地面積につきましては、2,000平米以上は確保できるように考えております。そうすることによりまして、味舌水路を挟んででございますけれども、温水プールと一体的に将来、利用が可能ではないかと考えております。

○山本靖一委員長 大田課長。

○大田建築指導課長 震災対策事業の協議会並びに市の取り組みについてお答えします。

推進協議会におきましては、年3回から5回、協議会の事業を開催していただいております。

主な内容としましては、ご存じのように耐震促進計画法が施行されました、そういう情報伝達の講演会、または耐震診断の技術者の講習会などを開いていただいております。

それに伴いまして、市の取り組みとして、促進計画に基づいて耐震診断補助、耐震促進や10か年プラン等の事業の中身を昨年度から取り組みをしております。

今回、予算には載っておりませんが、18年度、そういう事業に基づいて19年度に向けて予算を計上させていただいたということの事業の取り組みであります。

○山本靖一委員長 本保委員。

○本保委員 ありがとうございます。

まず、この明示手数料の件ですけれども、今お答えをいただきまして大変理解はできましたけれども、今後、こういったうっかりミスに近いといっても7件もありますので、こういったことがルーズだとか、きちんと管理されていないというふうな印象をやはり強く市民の方はされると思いますので、きちっとした形で収納を期限内にきちんと、また年度内に納めるように注意して、誤りなきように今後は努めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

あと、都市再生地籍調査の件ですけれども、細かく中身も言っていただきまして、大変よくわかりました。今後、これがまた官民先行型でということで続いていくのかと思いますけれども、こういったことでも、どのような中身になっているのか、また、しっかりとわかるように、情報交換もまたしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

先ほどお答えいただきました次の交通安全啓発事業なんですけれども、事故の防止ということで、皆さん早くからいろいろ配ったり、いろんな形で啓発しようというご努力というのは、いつも見ていて本当に大変だなというふうには思っておりますし、また、事業費がついておりますので、それなりの成果も求められるので、大変難しい内容だと思うんですね。これは市民のモラルも問われるという、片方の観点から見れば、こちらの方からいろいろ駐輪場をふやせとか、いろんなことに対してこたえていただいて、行政の方も駐輪場の整備に今回、またJR千里丘駅西口及び東口の方かかっていたらと思うんですけれども、また先ほどもお話ありましたように、ご答弁ありましたが、フォルテの方で駐輪台数の

方をやっぱりふやしていくような努力もされているということも伺っておりますけれども、やはりモラルの問題ももちろんあるんです。両面からやはり直していかなければいけない。整備も進め、モラルもやはりしっかりと啓発もしていただいて、やはり駅周辺に自転車を本当にむちゃくちゃに置かないようにというご指導も、また今後、根を入れてやっていただきたいなと思うんですけれども。

このJRの千里丘駅の西口と東口ですね、現在、整備をしていただいておりますけれども、JRの敷地内につきましても、これは非常に不法駐輪が多くて、特に雨の日なんかは、ちょっとしたことで大きな事故にもつながりかねないというように、もう目も当てられないような自転車の置き方、バイクの置き方等をされているというのを、これは近隣からもかなり多くの苦情が行政の方に恐らく寄せられていると思うんですね。

こういったJRの敷地内における不法駐輪の改善対策はどのように考えておられるのか。また、この駅近隣の周辺にある、先ほど、苦情が自治会長さんを通して連絡していただいたら対応しますというふうにはおっしゃっていただいていたんですけれども、自治会と直接加入されていない方とか。そういったことなんかは直接こちらの方に言ってこられる可能性もあると思うんですけれども、そういった場合の苦情の対応の仕方について、具体的にどのように現在されているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

あと、JR千里丘駅のエレベーターの設置の件ですけれども、前回にもご説明を、地下水位が高くてということで、薬液を入れてその注入工事がかかるので、19年におくれて分散したという話もされたと思うんですが、現在も工事が進ん

でいるというような今お話だったんですけれども、外から見ていまして、あの看板が来年の2月にというふうな掲示がされているということで、やはりほんまにできるのと。あんな状態でね。できそうもないん違うというね。たったあと3か月ほどしかないのという市民の方からの要望の声というか、お声がたくさん寄せられているということで今回ちょっと聞かせていただいたんですけれども。

この点につきましては、今もJRともよく話し合って予定どおり進むようにしますということでお話をいただいたんですけれども、くれぐれも市民の皆さんが本当に期待をされているこのエレベーターですので、市民の期待に沿っていけるように、ぜひ努力を続けていただきたいと思いますし、工期がおくれてはなりませんというのがあれなんですけれども、これも自然も手伝っていることですから仕方がない部分もありますけれども。こういった場合、何かあったら、もうその直前に切り替えて、2月言うたって2月待ってたら、もうこれは4月にならんとできませんというようなことを急遽するんじゃなくて、やはり事前にきちっと打ち合わせをして、本当に工程どおり2月でいくのか、あるいは3月になるんだったら、もうきちんと事情を書いて、やはり3月になりますというような説明を、市民の方にちゃんとご理解と納得がいただけるような形で完成日の周知徹底をくれぐれもお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

あと、この震災対策推進事業の方ですけれども、今、南海・東南海の震災、地震、大型が予測されるということで、日本国じゅういろんなところで、特に関東方面なんかは、積極的にいろんな地震に対する対策を皆さんされておられるよう

ですけれども、今お話をいただきました
伝達講習会とか、また技術講習会等に参
加をされているということで、促進計画
にも反映しているということでありまし
たけれども、今後とも、今予定されてい
る、あるいは想定されているよりも大き
な被害が来るのではないだろうか、当
初の予測を大きく上回るような数値が最
近提示をされ始めてきておりますことか
ら、今後もこの本市の現状を熟知して
いただいた上で、さらに耐震に関する施策
の充実に努めていただくようにというこ
とで要望とさせていただきますので、よ
ろしく願いいたします。

あと、公園遊具の件ですけれども、先
ほども丁寧なご説明がありましたので、
私の方も聞いておりましたんですけれ
ども、実は、これは昨年の決算のときに申
し上げましたときには、費用が非常にか
かるのでということですね。そのときに、
費用がかかるんだったら、本市独自の公
園遊具の安全基準を策定を検討して
いただけないかということをお願いをして
たわけですね。きょう、野原委員の方
からご質問があったときには、一転して、
専門資格がいるので、専門家に頼みます
ということで、去年は500万円ぐらいか
かるとおっしゃっていたのが、再度見積
もったら300万円ぐらいでもいけるか
もしれないということで、来年予算要望
しますということでしたね、今ね。

ただ、あのとき申し上げたのは、
目視をして、1人の人が個人的判断で回
っていて追いつくんですかという話もさ
せてもらったと思うんですね。今度は業
者に委託して、それが何名の方に、1人
の方で300万円要るのかどうかわかり
ませんが、この安全基準の策定とい
うことに対して、やはり本市として取
り組んでいただきたいということを前回要

望したわけで、財政的にも大変な中で、
また、公園みどり課の方は非常にいろ
んな面で、なかなか財政的措置も難し
いということも事情もお聞きをして
おりましたので、それならば、自分
たち、自前で、皆さんいろんな経験
をお持ちの方がいらっしゃるわけ
ですから、縦割りの考えじゃなく
て、やはり広く連携をとって、つく
っていただけないだろうかというよ
うなことを示唆させていただいたん
ですけれども、今回、一転してそう
いうお話になったということが、先
ほどからちょっとお聞きして
おまして、何かとても矛盾を感じ
るなというふうに思うわけです。

もう一点は、厳しい基準だったらば、
現在のやっている分については、半数
以上は撤去しなければならないかも
わからないというお話をされて
おりましたね、先ほど。そう
しましたら、目視で個人が
ずっと自己判断でやっていて、
たまたま今のところは事故が
なかったからよかったよ
うなもの、厳しい基準で見
たら、半分ものは撤去しな
ければならないような安全
性に欠けたものであるとい
うことをおっしゃったのと
同意語ではないかなという
ふうに思ったわけですね。
非常に、おっしゃっている
ことが、先ほどお聞きして
て矛盾しているなという
ふうに私は感じたわけ
ですね。

この摂津市安全基準というものが、
その講習を受けて資格が必要
だったら、摂津市の中で目
視をされている方にきち
っと受講をさせて資格を取
っていただくとか、例えば、
1人の人が専門的にそれを
やっておられて、その方が
定年されたりとか、何らか
の事情でこの職を辞された
ときには、次にだれが、す
ぐに目視で確認できる人
がいるんですかということ
になってまいりますし、そ
うしましたら、たまたま本
市では大きな事故もなく、ま

た、命にかかわるようなことも、幸いにしてなかったのが、今、先ほどみずからおっしゃったように、全国でいろんな思いもかけないような、ひどい事故が遊具で起こっていると。次々もう、なぜかと思うぐらいに起こっております。そういった中で、だからこそ本市独自の安全基準をつくって、きちっと公園遊具の補修にしろ、取替えにしろ、一定の基準をもってやったらどうですかということを、昨年、質問させていただいたんです。

この間、1年間、検討していただいたのですかということをお聞きしたわけでありましてね。中身としては、講習を受けて資格が必要だから、検討するよりも、もう、あのときはあかんと言うてたけれども、専門家に頼みましょうという話をおっしゃったようにとれたもんですから、もう一度この点について、どのようにお考えなのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

あと、市営住宅の方の建替えの基本構想のこの策定につきましては、今、温水プールの方でということで、2案あったうち1案ということで、将来的には、これは余剰地というものは当然もう有効活用していこうという姿勢でおられるというのは十分、本市の現状から見て、また、状況的にも大変よくわかるわけですがけれども、まちづくりの一環として、ぜひともこの児童プールというものも、公明党、ずっとお願いをし、要望しておるわけですが、設置をしていただきたいと思います。

ただ、財政的にも、つくったままというわけにはいきません。管理費も必ずかかりますので、そういったことも含めて考えましたら、この財政が好転した際に児童プールをつくろうということで取り組みをしていただけるように、用地の確保

というのは、かたがたですね、お願いをしておきたいなど、このように思いますので、要望といたします。よろしくお願いいたします。

2回目は以上です。よろしく申し上げます。

○山本靖一委員長 大砂課長。

○大砂交通対策課長 まず、1点目の千里丘駅周辺、特にJR西日本用地に自転車があふれてるということで、これに対する対応についてお答え申し上げます。

JR西日本の用地につきましては、現在、放置自転車の移動保管は実施いたしておりません。従前からJR西日本株式会社と当用地に係ります駐輪ラック、また移動保管等につきまして協議をいたしておりますが、合意には至っておりませんが、現実でございます。

千里丘第1自転車駐車場建替え工事着手後、放置自転車が特に増加しており、JR用地におきましては、展示ブロック場にも自転車が放置されている状況でございます。

こういったことから、早急に対応すべきであると考え、JR西日本旅客鉄道株式会社京都支社と、現在、鋭意協議を重ねておるところでございます。何とか合意に至るよう努力してまいりたいと思っております。

それから2点目、千里丘駅周辺の民地にも放置自転車があふれているということでございますけれども、これにつきましては、千里丘第1自転車駐車場工事に着手いたしました後、民地にも不法駐輪されるということで、土地所有者、また建物所有者の方からも相談をお聞きしております。

相談をお聞きした場合につきましては、所有者の方と協議を行い、所有者の方において注意書きを記載いたしました絵符

等をつけていただき、2週間の告知期間を置きまして、その後、市において移動保管を実施しているという状況でございます。

今後、市民からこういった相談等がありましたら、同様の形で対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○山本靖一委員長 野畑参事。

○野畑土木下水道部参事 公園遊具の安全についての問題ですけれど、実は、平成19年度だけです、この冊子あるんですけれど、これだけの回数、約20件ぐらい、方々で事故が起きてます。その都度、国土交通省の方から、安全基準について常に強化しなさい、安全管理強化しなさいという形で文書が来ております。

それを受けた中で、我々も考えたんですけれど、こういう事故をなくしていくためには、やっぱりきちとした形の点検が必要ですよ。今までやったら我々の内輪だけでやっているから、それなりに終わってるんですけれど、もしほんまに事故が起きてきたときに対して、だれが責任をとっていくのかという問題があります。その中において、やっぱりきちとした機関に出すべきじゃないのかなという判断をさせてもらったのが現状でございます。

その中で、ただ、今までも、要するに実際に遊具の点検に回っている、1名が回っていますけれど、実際に悪い遊具が出てきた場合は私どもも見に行ってます。現地へ行って、これはもうだめだないうたら、もう即撤去しております。それが現実です。

だから、かなりこの前、昨年からことしにかかりまして、もう悪いやつはほとんどがなくなってきたという形で、先、撤去するのが原則にやっております

ので。ただ、そうしますと、やっぱり地元から新しいのが欲しいというのが出てきますから、それで今、悩んでおるところでございます。

だから、今もし遊具で今すぐ取替えなあかん遊具だけでも、大体二千五、六百万円、金額出てまいります。それを予算要求しましても、なかなか今の財政状況です。昨年もかなりの額を要求したんですけれど、300万円に対する250万円に対して、ことしは450万円、かなりの額を19年度つけていただいたんですけれど、来年以降も同じような形でその費用をつけていただければ、予算をつけていただければ非常にありがたいんですけれど、ただ、悪い遊具については撤去が原則でやっておりますので、それで何とか安全を守っていかうじゃないかという考え方をしておりますので、それは理解していただきたい思います。

○山本靖一委員長 新留参事、JRのエレベーターの件。

○新留都市計画課参事 エレベーターにつきましてですが、先ほども申し上げましたが、薬液注入による止水工事によりまして、我々も工程につきましてはかなりおくれておるとするのは認識しておるところでございます。

しかしながら、市民の待ち望んでおられるこのエレベーターにつきましては、できる限り完成時期に間に合うよう、最大限努力してもらおうようJRさんの方にもお願いしてまいりたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○山本靖一委員長 本保委員。

○本保委員 ありがとうございます。

それでは、先ほどの交通安全啓発事業に関連してのJRの敷地内の不法駐輪の件につきましても、現在協議中ということでお話をいただきました。なかなか難

しい状況だと思えるんですけれども、しっかりと、JR側につきましては、この敷地内の不法駐輪で、もう本当に事故等も起こりかねないような現状であるということをお話をさせていただいて、この危険な事態も予想されることから、市民の皆さんからの要望が非常に強いということで、ぜひぜひですね、こちらにもきちっとした形で整備ができるように頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、あと先ほどのエレベーターの期日なんですけれども、これも本当にね、今おっしゃっていただいたように、市民の皆さん楽しみにされておられますので、ぜひよろしくお願いいたします。

あと、公園遊具の方なんですけれども、今ご答弁をいただきまして、一定理解はいたしました。ただ、そのあり方としまして、国の方から、事故等が頻発したので、学校のプールのときもそうだったんですけど、かなり大々的に報道されたら、国の方から言ってきたら、もう即刻やると。そういうスタンスなんかもしれないんですけれども、それ以前にやはりこちらの方で、市としての、行政として、やっぱり本市は独自でこういうことをきちっと、みなで力を合わせてやりましたよというような姿勢が欲しかったなというふうに私は感じましたので、前回のときもその質問、そういったことがあれば、もっとよりよい摂津市に、さらに一歩近づけるんじゃないかなというふうに、安全・安心のまちづくりというのがうたっていることについても、沿うていけるんじゃないかなというふうに感じましたので、前回、子どもたちのやっぱり命を守るためにも、また、子どもだけじゃなくて、高齢者や皆さんが楽しめる公園。その中で不幸なことが起こらないようにという

ことで前回お願いをいたしましたけれども、今回、凶らずも、先ほど野原委員もおっしゃいましたけれども、そういった形でおりにきたのでということで、きちんとした機関に委託をするということで今、ご答弁をいただきましたけれども、これは先ほどもお答えいただきましたこの費用については、人数は1人なのかどうかですね。専門家が1人でこの費用なのかどうかとか、あとですね、1人の方ということは、会社に所属しておられるというふうに考えますと、そういった相手を選定するには、今話題になっております入札にするとか、いった競争で、そういったことが主流になっているときですので、どういった決め方をされるのか、ちょっと聞かせていただきたいのと。

あと、そういった業者、仮に業者としまして、委託をします。そうしましたら、費用がたとえ幾らであっても、万が一のことが、ない方がいいですけれども、あった場合ですね、当然、市の方が責任を負うことになるのではないかなと思うんですけれども、その辺の考え方についてはどのように対応していかれるように計画されているのか、お聞かせください。

○山本靖一委員長 野畑参事。

○野畑土木下水道部参事 委託する内容ですけれど、まず日本公園施設業協会に加盟している要するに業者でございまして、ほとんどが遊具をつくっている業者でございまして。

構成は、まず、日本公園施設業協会特別講習を受け、認定された有資格者、これを俗に公園施設製品整備士といいます。これが、まず1名です。それと補助作業員が1名、計2名でもって、2名が1組でもって点検に回られます。

それと、点検方法にしましては、目視、目で見ると、触診、触ってやるやつ、

打診、それから聴診、この4つでもって点検を行います。

それと、先ほど、もしその点検して事故が起きた場合どうするかという形の中で、一応、保険に入っておられます。といいますのは、点検を請け負った場合で、当社の加入する請負賠償責任保険というのが適用されてくると。その中で、まずは点検、修繕の必要がないと判断した施設に対してもしミスが起きた場合は保険が適用されますと。

この保険の内容でございますけれど、限度額はそれぞれございまして、人身事故1事故につきましては、最高が3億円です。事故1名につきまして、最高限度額が1億5,000万円。ほんで、財物事故1事故について、最高限度額が500万円。ほんで、ただし、これ保障期間は1年ごとに点検を行いますので、1年間の有効期限という形の分の保険に入られております。その保険でもって対応しますということを言うておられます。

そして、公園施設業協会に加盟している業者の中で、指名競争入札であります。

○山本靖一委員長 本保委員。

○本保委員 ただいまきちんとご説明をいただきましたので、よくわかりました。こういった形で臨んでいかれるということですが、できれば、本来はやっぱり外へ委託していくことも、方向性的には委託をという形で、アウトソーシングの方向も考えられているんですけども、大変だろうと思いますけれども、限られた人数で、公園のいろんなさまざまな管理事業に対応していかれるということは、わかりますけれども、できましたら、やはりそういった安全確認のできるような方も、公園みどり課に限らず、皆さん、いろんなところに部署を人事異動もされていかれるわけですから、やはりこういっ

た仕事に携わった方は、その資格、講習をきちんと受けるチャンスをつくっていただいて、人材育成にも努めていただいて、庁内でもそういったことができる有資格者をやはり育てていただきたいなということを最後に要望いたしまして、終わります。

以上です。ありがとうございました。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。

原田委員。

○原田委員 まず、都市景観事業として、報償金30万2,100円が執行されていますが、内訳等についてお願いいたします。

続いて、路面清掃業務委託として57万7,000円が執行されていますが、実施方法と検査等について、どのような形でされているのか、お尋ねをいたします。

それから、市営住宅のことでございますが、先に要望しておきたいと思っておりますが、この事務報告書、毎年同じことが載っております。件数とか設置年度とか。こういうことだけじゃなくして、先ほど野原委員が質問されましたように、収納の状況はどうであるとか、あるいは募集されている空き家募集の状況はどうであったとか、そういうことを掲載をしていたいただきたいということを、まず冒頭お願いをしておきたいと思っております。次年度で結構です。事務報告書の様式を変えていただきたいということでございます。

それで、質問なんですが、まず市営住宅の入居者の中に暴力団関係者がおるのかおらないのか、ひとつお尋ねをいたします。

それから、空き家募集は年に何回かされるわけですが、何回応募しても当たることがないという方で嘆いておられた方がご相談に来られまして、あく

までも、いわゆる公開抽せんであるということで申し上げておいたわけでございますが、一部の自治体において、何回か申し込まれて、当たらなかった方については優遇的な取り扱いをすとかいうようなことがあるというふうに聞いておるんですが、そういった取り組み等について、本市はどういうふうに考えておられるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

続いて、水景施設管理業務委託として203万7,000円の執行であります。内容等についてお尋ねをいたします。

それから、都市公園の除草についてお尋ねをいたします。これにはシルバー人材センターへの委託としてと業者委託として、両方でかなりの面積がありますが、どのような形でされておられるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

それと、公園管理業務の中で、ショウブ管理作業委託として1式として、あるいは梅林の管理作業1式としてあります。これについて、内容と金額等について、どれぐらいなのか、お尋ねをいたしたいと思います。

続いて、一戸建て等によります中心後退、いわゆる市道等への寄附等の問題等について、これまでいろいろと取り組んできていただいたと思いますが、これまでの実績と、そして、あとどのような残事業というんですか、解決しなきゃならない問題があるのかどうか、実態をお知らせいただきたいと思います。

続きまして、土木維持作業業務委託について、これ前回にも質問いたしておりますが、公園関係として、清掃や草刈り、砂の補充、あるいは施設の修理等があります。先ほどもご質問出ておりましたけれども、公園の管理等については公園の方でやるべき事項だというふうに考えておりました、土木作業については道路、

あるいは下水等の整備等に図っていただきたいと思うんでありますが、その辺についての体制についてお尋ねをいたします。

続きまして、市道新在家鳥飼上線沿いにあります新在家1丁目23番地にあります土のう置き場についてお尋ねをいたしたいと思います。どのような維持管理をされておられるのか、お尋ねをいたします。

続きまして、都市計画道路の整備について、以前から一般質問等で申し上げておるわけでございますが、18年度について、どういった形で都市計画整備事業を進められたのか、お尋ねをいたしたいと思います。

これも前回にお尋ねをいたしました、市道千里丘31号線の、いわゆる松並木の保存について、要請もいたしたわけでございますが、18年度、どのような維持管理をされたのか、お尋ねをいたしたいと思います。

それと、交通安全対策の一環事業として、横断歩道であったり、あるいは路側帯の整備を図っていただいておりますが、昨年4,311メートルしたという実績がありますが、私も期待をいたしているところは全くしていただいております。そんなことで、19年度にしたいだけというふうに思っておるわけでございますが、18年度で大体どれぐらい残っておったのか、そういう実態等について、わかる範囲内でお答えをいただきたいと思います。

それから、鶴野橋外ポンプ場の管理委託金として大阪府から178万9,200円を収入として得てるわけでありますが、歳出の方は168万円の歳出になっております。これ、補助割合、委託割合は10分の10となっております、こ

の10万9,200円はどうなっているのか、お尋ねをいたしたいと思います。

以上です。

○山本靖一委員長 土井課長。

○土井まちづくり支援課長 それでは、景観事業に伴います報償金についてですが、けれども、この報償金につきましては、景観事業で大規模建築物の届け出に伴います都市景観アドバイザー委員会の委員報酬と、もう一つは都市景観まちづくり審議会の委員報酬でございます。

審議会につきましては、18年度で1回、委員が10人ですが、出席者9名に対して報償金を支払ったものでございます。

それと、アドバイザー委員会につきましては、毎月1回の開催を予定しております、大規模の届け出につきまして、その内容を審査していただいているものでございます。18年度におきましては8回、委嘱しております委員が2名でございます。その報償金として24万円の支出です。

それと、まちづくり審議会につきましては、9人で6万2,100円、合計30万2,100円の支出をしたものでございます。

○山本靖一委員長 長野次長。

○長野都市整備部次長 それでは、3点目の、現在の市営住宅に暴力団員はいないかという問いでございますけれども、暴力団の構成員は入居されていないと把握しております。

それと、市営住宅の落選者の優遇措置でございますけれども、本市の市営住宅の公募は、平成16年度3回、平成17年度4回、平成18年度2回行っております。募集戸数14戸で、応募件数が237件、平均応募倍率は16.9倍となっております。昨年11月に行った一津屋

第2団地の1戸の募集のときには42倍となっております、過去3年間で一番の高倍率となっております。

委員ご指摘の落選者の優遇措置につきましては、本市の窓口におきましても、同様の要望というのは聞いております。窓口でそういうことは、確かに声として届いております。そういった中で、内部で現在検討もしているところでございます。他の地方自治体の事例としましては、身近なところでは大阪の府営住宅が落選者の優遇措置につきまして、4回目の申し込み、いわゆる落選3回ですね。4回目の申し込みで、当選確率を2倍、番号を2つ付与するという、2倍となっております。以降、落選回数が1回増すことに1倍を加算する方法で実施されております。

こういったことから、本市におきましても、他市の事例等を参考に、できるだけ前向きに取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○山本靖一委員長 野畑参事。

○野畑土木下水道部参事 水景施設管理業務委託の内容でございます。

まず、内容は、せんだん公園、しば公園、それから鶴野第1公園、市場池のオアシス広場、これにそれぞれ水景の施設がございます。実施時期は、6月、8月、12月、2月と年4回、作業をしております。あと、点検は年3回やっております。

清掃業務、それから点検業務、ポンプ機器等の作動状況、電気施設の関係をチェックしております。

それぞれの公園ごとの金額でございますけれども、せんだん公園、しば公園、鶴野第1公園が約45万円ずつです。それと市場池のオアシス広場につきましては

68万7,000円とちょっと高額になっております。施設が多くありますので、音楽噴水とかございますので、その分で単価的に上がっております。

次、公園管理作業の中で除草につきましては、これは一応、大正川ジョギングロード、安威川ジョギングロード、公園の草刈りでございます。ただし、シルバーとの違いはと言いますと、シルバーは主に春と秋。夏につきましては、暑い時期でございます。シルバーの方にちょっと無理言えませんが、夏の時期については一応休まさせていただきます。

主に、シルバーにつきましては、公園の中の作業を行っております。それも春と秋に公園の作業を行っております。そういう形で一応、分けさせて行っております。

それと次に、梅林とショウブの関係でございます。梅林につきましては、これは平和公園が主でございます。ショウブにつきましては、せんだん公園に一部ありますのと、あとは市場池のオアシス広場でございます。

それぞれ仕事の内容は、花がら摘みとか、殺虫殺菌剤散布、肥料やり、刈り取り、冬囲い、草刈りとございます。

それぞれの金額でございますけれど、今ちょっと手元に資料がございませんので、後ほど報告させていただきますので、よろしくお願ひします。

○山本靖一委員長 堀参事。

○堀道路課参事 路面清掃実施方法と検査でございます。

千里丘三島線ほか162路線路面清掃委託業務は、延長が約302キロメートルでございます。これを年間、6月、9月、12月、3月の年4回、夜間作業として自走式のブラシ式路面清掃車を使用して連続走行により路面清掃を行っていると

ころでございます。

作業に当たりますには、事前にお知らせビラなどを配備し、清掃区間の路上駐車に協力をいただき、スムーズな作業の実施を心がけているところでございます。

あと、完了検査につきましては、設計図書に基づいて、距離、速度、回転数、時間を示したタコメーターの原本にして作業の状態を確認しております。

あと、施工前、施工中、施工後の現場状況写真によって記録写真で、また作業日報の関係書類をもって実施の状況を確認しております。

次に、千里丘31号線の維持管理でございますが、31号線におきましては、従来から松の並木ということがございまして、松の生育を図るために、菰巻きを実施いたしました。31号線の14本の松の木に対して、菰巻きを実施しております。これは去年の初冬、大体12月ごろから実施して、ことしの2月に取り外して焼却処分しております。

この取り外しによって、菰にはどういう状況があったか等を聞いておりますが、クモはいたが、ちょっと越冬したケムシ類の害虫はいなかったということでございました。ことしも継続して、菰巻きは実施していきたいと思っております。

○山本靖一委員長 新留参事。

○新留都市計画課参事 都市計画道路の18年度の整備状況ということでございますが、府道の都市計画道路におきましては、現在、千里丘ガードの拡幅事業が行われております。それから、正雀におきましては、十三高槻線の正雀工区が工事に入っております。

それと、市道の都市計画道路でございますが、18年度におきましては、千里丘三島線の、以前、摂津警察署前の道路整備は、道路課の方におきまして平成1

4年度から16年度までに工事をおおむね整備済みでございましたが、南千里丘地内の一部歩道の未買収のところが17年度に用地取得ができましたことによりまして、歩道の改良工事を一部行っております。

○山本靖一委員長 大砂課長。

○大砂交通対策課長 交通安全推進事業の路面表示についてご答弁申し上げます。

地域等からの要望等によりまして、路面表示の新規、また復元ということで毎年実施いたしておりますけれども、その道路状態、また道路の大型車等の通行量、そういったものによりまして、もつ期間が変わってまいります。ですから、いろんな要望をいただいた中で、課の中におきまして優先順位等を決めた中で、順次対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○山本靖一委員長 大田課長。

○大田建築指導課長 一戸建て中心後退の実績と今後どのように取り組んでいくかの問いについてお答えします。

16年から18年、3年間なんですけど、建築基準法42条2項道路で建物を建てるという件数が65件ありました。そのうち、後退済みの件数は61件でございます。未後退の件数は4件ですが、そのうち3件が既存ブロック塀をそのまま置かれたということでございます。1件については、既存ブロックをつぶされ、新たにまた側溝にブロックをつくられたということでございます。それらについては、大阪府が特定行政庁の監察の取り締まりの部署となりますので、大阪府に連絡をし、現地調査の上、違反指導を行っていただいておりますが、悲しいかな建築基準法での後退義務違反についての撤去までは、勧告だけにとどまっているのが状況でございます。

それと、今後の取り組みにつきましては、第3回定例会一般質問の中でご答弁させていただきましてとおり、今後について、狹隘道路については市が分筆登記費用、また整備費用をもって行うか、助成にするかということで、市長、副市長からの指示もありまして、今道路課とタイアップで、どういう方向で進んでいくか、今現在、検討中でございます。よろしくお願いいたします。

○山本靖一委員長 渡場参事。

○渡場下水道管理課参事 下水道管理課の方で所管しております土木管理費委託金、ポンプ場の管理委託金で、その差額はどうなっているのかというお問い合わせについてお答え申し上げます。

これは、本来、大阪府がポンプの管理をするべきものなんですけれども、地元市である私どもの方が運転も兼ねまして委託を受けてやっております。本来、その委託の費用だけが大阪府から支払われるべきものではなしに、それに市の事務費として6.5%の事務費をいただいております。それが10万9,200円の差額になっております。

あわせて、本来、委託の費用が168万円ですので、それに事務費を加えて、金額を大阪府から歳入いたしております。

○山本靖一委員長 川上参事。

○川上下水道管理課参事 ご質問のありました土木維持管理の体制についてなんですけれども、私どもの土木維持管理作業については、各課から要望のありました内容につきまして、内部だけで決裁を上げまして、それから現地に走るということで、先ほど公園の指摘もありましたけれども、公園の砂場の入れる分ですね、あれについても購入は公園でやっていただいて、我々が、ちびっこ公園でしたら

1立米もなく、一輪車で運ばないといけないところもありますし、そういうふうな方で我々が、維持係がやっているという状況にあるわけです。

そして、そのほかに、やはり公園の管理として、排水管のつまり、もしくは側溝のつまりというところでやらせていただいております。

そのほか、道路の歩道の草刈り等なんですけれども、道路課がやっていただくという部分もあるんですけど、余りにも目に見えてきているところについては、向こうからの要望もありますし、一般市民からの要望もありますけれども、そしたら維持係で一度この区間をやっていただけないかなという話でやっていってる状況があります。

ですから、体制としては、各課からの要望に基づいてやっているというのが状況であります。その中には、パトロールという意味で、我々外へたくさん走りまですんで、見つけてくる場合もありますから、それは各課と協議しながらさせていただいております。

それから、新在家の土のう置き場について、土のうの備蓄なんですけれども、委員おっしゃるように大変みすぼらしい状況になっておることは確かなんです。あそこの置き場の場合は、下の方が採石でありまして、水がちょっとたまる状態があります。そして前年度、あそこの分につきましては、下に運送でよく使われるパレットを下に敷いてやってみたわけです。それが2年ほど前ですね。ところが、1年で板が腐るということで、今度は傷んでる部分だけを取りかえて、塩ビのパレットに交換を、市民からいただいて、それを利用していただいて乗せて管理をさせてもらってます。

そして、この今、新在家言われてると

ころ以外に、うちの近畿道の下、そしてもう1か所、正雀の図書館の裏にもあるわけなんですけど、正雀の図書館の裏も、こういう状況ではないんですけども、子どもさんがよく遊ぶということで、ブルーシートが傷んでる状態がよくありました。

それは10月にちょっと直させて、もう一回入れかえさせてもらっています。時期もさながら、どういう時期に一番やったらいいかないことを吟味しながら、保管がいいようにやっていきたいと思えます。

ブルーシートも、当初はうちが契約しております1,000番の一番薄いやつでしたけれども、そういうものについては3,000番のちょっと厚めのやつを使おうとか、土のう自身もやはり日にさらされる、風雨にさらされる場所の土のう、備蓄用のつくられた土のうは、やはりちょっと違うものを使わなければいけないんじゃないかなというふうな形でやって、何せこれは非常時に使うもんですから、絶えず良好な状態で置いとかないといけないということで、大変申しわけない形になっております。

○山本靖一委員長 野畑参事。

○野畑土木下水道部参事 先ほどショウブ管理で事業費がどんだけかかっているかにつきましてお答えさせていただきます。

まず、ショウブ管理につきましては39万4,260円でございます。その次、梅林管理作業につきましては22万円、経費がかかっております。

○山本靖一委員長 11番目の交通安全対策の補修の中身、答えていただきましたね。4,311メートルの中身。

大砂課長。

○大砂交通対策課長 復元率ということが出ておりましたけれども、以前に復元し

なきやいけない場所、キロ数で把握しておりますけれども、先ほど申し上げましたように、場所によって耐用期間がころっと変わってきますので、今はっきり復元何%できてるかということについては、ちょっと把握しておりませんので、先ほどのご答弁でよろしくお願ひしたいと思います。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田委員 都市景観事業として先ほどご答弁いただきまして、そのこの委員会がどのように機能して、そしてどのように活用して、きちっと守られていっているか、指導を受けられていっているかということを少し疑問に思いましたので質問いたしました。その辺、もう少しちょっと具体的に説明をいただければありがたいと思います。こういうようなことがあったということ。

路面清掃について、ご案内のとおり、安威川以北は合流式でありまして、安威川以南は分流式ということになります。側溝の水は、すべて管に入っていくと、公共下水道管に入っていくと、こういうことありますから。というのは、この事務報告書の中に2, 800か所の集水ますの清掃も含めて入っております。そんなことで、公共下水道の方でも公共下水道管のしゅんせつ委託工事として執行されているということになります。

私も市内を時々走るわけですが、そういうのを年4回ですか、やられているというふうに感じないわけですね。それで、ほとんど見ないというふうに感じるんですけどね。きちっとこの把握をされているのかどうか、再度お聞きをしたいと思いますし、この162路線、延長にして302キロメートルありますが、タコメーター等で、あるいは出来高の写真等で把握をしてるということですが、やはり事前にでも、やっぱり

作業かかる前にでも、こういう状況であるというのは、やっぱりモデル的にでもとって、こういう状況になっているというふうに。

それで今、大型の作業車でやられてるわけですが、狭い道路もこの中に入っていると思います。通れない部分とか、そういった部分について、大ざっぱな契約じゃないかなというふうに感じるんですけども、再度ご答弁をいただきたいと思います。

市営住宅の入居については、ぜひ先ほど言われたような形で、優遇的な措置を講じられるかどうか十分検討していただいて、あくまでもやはり公平性はきちっと確保していただくということを、規則等をつくっていただきたいというふうに思います。これ要望いたしておきます。

それから、水景施設の管理委託であります。年4回ということですが、十分やられているというふうに感じないわけあります。といいますのは、先ほど述べられた4つの公園、すべて水がもう滞留している、ポウフラがわいているような状況でありますし、それからせんだん公園等については、いわゆる水景が十分生かされていないような感じもします。再度、状況をお聞かせをいただきたいと思います。

先ほど都市公園の除草について、春・秋とシルバーに委託して、業者には夏にさせていただくということですが、この6万977平方メートルの機械刈りでやられているということですが、具体的にどういった形でやられてるのかね、機械で除草されているということですが、もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

それから、ショウブや梅等については、ほとんどもう、いわゆるいらないと。そ

ういうほっといてもいい木なんですね。そんな状況の中で五十数万円執行されるわけですが、これについてはやっぱり少し見直しをするべきじゃないかというふうに感じるんですが、いかがでしょうか。

もちろん、梅林等については下の除草等は十分しなきゃならんということではありますが、そういったことは、こちらの先ほど申し上げましたシルバー人材センターや業者委託の方でこの除草がされているのでありますから、管理一式ということではどうでしょうか。もう一度ご答弁願いたいと思います。

一戸建ての分について、戸建ての中心後退、ぜひひとつ積極的に取り組んでいただいて、地域の方を生かしたような形で協力していただけるように。まだ65件のうち61件があって、4件が協力を得られてないということでもありますので、積極的に取り組みをしていただき、今後については、条例、規則等で決めるということでもありますから、やっていただくようお願いしておきたいと思います。

土木の維持作業、大変ご苦労さんでございます。ようやっていたいでるんですけども、いろんな業務が重なってきておまして、今のこの行政体制で十分なのかどうか不安に思っております。そういう意味で、業務量が多過ぎるということであれば、ふやして、体制を十分とっていただいて、やっていただきたいというふうに思います。これも要望しておきます。

それから、この新在家の土のう置き場でございますが、やはり非常時に備えて、いつでも使えるようにしておくことではあります。現状はごらんのとおり、土のう袋がやぶれて、土の中から大きな草が生えて、どれが土のうかわからない

ような状況であります。ぜひひとつ管理を十分していただきますようお願いをしておきたいと思います。

以上です。

○山本靖一委員長 野畑参事。

○野畑土木下水道部参事 まず、水景施設の管理委託の分で、多分、委員おっしゃってるのは、せんだん公園、壁泉の関係だと思んですけど、私も、年4回の掃除をさせてもらっております。ただし、特に、せんだん公園は、隣が小学校ございます。その辺の関係で、よく子どもさんが壁泉の上からダンボールとかそういうものをよく投げ込まれます。そんな形で、すぐにそのダンボールを投げますと、かなり水が汚れてしまっていて傷んでしまう。それと、ほかの例えば市場池のオアシス広場なんかございますけれど、あれは本来は人だけが入る施設なんですけど、たまに犬とかそんな人も入れられてます。そんな形でかなり汚れてるのがございます。

市としましたら、年6回でも7回でもやれば一番いいんですけど、今の予算の範囲内であれば、これぐらいの年4回ぐらいが限度じゃないかなということで、一応考えております。

それと、大正川のジョギングロードですけれど、機械刈りといまして、人が乗って作業する機械でございます。だから、かなり能率が、1回です。単価もかなり安くなっております。例えば、平米当たり何ぼかと言いますと、約50円切れております。47円ぐらいです。だから、普通の半分以下で作業をやっているんですけど、そういうような形で、機械で刈ることによってやっぱり能率が上がりますので、そういう形で、だから、大正川ジョギングロードで、ほとんど2日ぐらいあれば、もう刈り終

わります。そういうような形で行っております。

それから、梅林もショウブも要らないんじゃないかという話もあるんですけど、平和公園の梅林につきましては、ちょうど2月、3月ですね、やっぱり多くの方が来られております。その中で、きれいに咲いたないうことで喜んでもらっておりますので、一応はそのままの状態置いておきたいなという考え方をしております。

ただし、かなり虫とかそんなんがつきますので、消毒関係がかなり費用がかかっております。梅って、白い虫がつきますんで、それが費用的にお金がかかっているんじゃないかなと。それと、肥料も、肥料をやらないと花が咲きませんので、その分でお金をかけております。

あと、シルバー人材センターにある程度一括で任せたらどうかですけど、シルバー人材センターというのは、どうしても人材が決まっております、すべての作業を任せると、どうしてもそのシルバーの中ではすべての公園ができないという形がございます。私どもも向こうの事務局長とお話させてもうたことがあるんですけど、これで全部やってくれないかなという話もしたんですけど、ちょっと今の体制では、それ全部回るのはちょっとしんどいなという話はしております。そういうふうな形で、一応こういう業者でもってやっておるのが現状でございます。

それと夏場暑いときは、やっぱり皆さん方、高齢でございますので、もし倒れた場合、大変です。夏場だけは外させてもらっておりますので、よろしくお願ひします。

○山本靖一委員長 藤井参事。

○藤井土木下水道部参事 それでは、路

面清掃の実態について、委員、年4回報告受けたんやけど見たことないということなんですけれども、確かに、先ほど答弁ありましたように、夜間作業、確かに、年4回やっております、6月、9月、12月、3月の時期にやっております、事務報告書に上げております302キロという数字はトータル延長でございます、単純に申し上げますと、その302キロを4回分割してやっておりますというのが実情でございます。ですので、大体1回当たり、約75キロ程度を走行しております、確かに、私も見ておりますけれども、事実は大変苦勞しておるのが実情でございます。何に苦勞しておるかと言いますと、違法駐車でございます。

事前に、あす、あさって等について清掃する場所に、常にとめられている車に対しまして張り紙を実施いたしまして、いついつ清掃しますので、のけていただきたい。かなり効果は出ておるわけなんですけれども、すべてがのいておらないというのも実情でございます。その合間を縫って清掃ブラッシャーが走っているという実態は把握しておるものがございます。

あわせて、先ほど言われましたように、確かに公共下水道を完備されておりました、ますの管理等につきまして、下水道担当課の方も清掃されております。しかしながら、この清掃にあわせて、ますを清掃しておるというのも実情でございますので、よろしくお願ひいたします。

○山本靖一委員長 土井課長。

○土井まちづくり支援課長 それでは、景観のアドバイザー委員会の運営状況についてでありますけれども、この委員会では、摂津市都市景観まちづくり要綱に基づいて提出されます大規模建築物等の届け出に対しまして、助言、指導をいた

だいているものでございます。

この大規模建築物の届け出につきましては、延べ床面積が3,000平米以上の建物、また、高さが10メートルを超える建物、それと、広告物で表示面積が30平米を超えるもの、これらにつきましては事前に届け出をお願いしているものでございます。

また、景観につきましては、見る人によっていろいろと見方がございますことから、専門委員としまして、大学の教授2名によって公平性を保つために2名の委員によりまして委員会を組織しているものでございます。

先ほども申しましたけれども、17年では29件の申請がございまして、18年では27件の申請がございまして、このうち市の職員の方で判断できるものについては職員の方で判断して回答をさせていただいております。また、大規模建築物、大きなマンション等でいろいろと市では判断しにくいものについて委員会を開催させていただき、17年度では4回、18年度では8回を開催していただいているものです。

指導の内容につきましては、壁面の色、余り濃い色にならないようにとか、また、駐車場、駐輪場が外から見えないように、また、植栽については、できるだけ道路面前面に出していただくような、こういうような指導をさせていただいております。

指導に対する協力ですけれども、あくまで要綱で指導という形でやらせていただいておりますので、強制力はないんですけれども、植栽とか壁面の色につきましては協力をいただいているような状況にあります。

ただ、やはり会社の看板、これは定まっているものであるというところで、看板

の色をもうちょっと薄くしていただけないかというようなお話には、なかなか乗っていただけない、やはりその自分の社名の濃い色の看板を掲げられるというのは実態としてはありますが、一定これはやむを得ないことなのかなというふうな思いもあります。その中でも、一応そういうお話をさせていただいて、やっておるところです。

新設当初から比べまして、いろいろとやはり景観というのも、本市だけじゃなく、全体的にそういう認識も広がっているというふうに思いますので、いろいろと配慮をされた形で届け出をいただいているのが現状です。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田委員 都市景観の方は、そういうことでしっかり取り組んでいただきたいと思っております。

路面清掃についても、いわゆるむだのないように、ひとつきちっと仕様書をつくっていただくように。やってくれてると思うんですけども、点検をよくしていただいて、できたら、私は集水ます等の清掃等については分離発注したらどうかというふうにも考えます。その辺も、特に堆積が多い集水ます等については、やっぱり何か所か、あるいは何路線かを見て、分離発注というのも検討してはどうかというふうに思いますので、これは要望しておきたいと思っております。

都市公園の件ですが、我々、事務報告書のこの213ページに、除草ということで2つに書かれております。ジョギングロードの下にも除草がありまして、これ6万7,400平方メートル、その上に機械除草として6万977平方メートルということになります。先ほど、野畑参事の方からご答弁は、ジョギングロードの方を答えられました。しかし、2か所

があるので、公園の方についての機械刈り等についてはどうなっているかということを知りたいと考えています。

それと、やはり先日も1か所お願いに行きましたけれども、なかなか除草が十分できておられない公園がたくさんあるように見受けられます。これは、先日、鳥飼の方の公園であります。草やぶの中で子どもたちが野球をやっておりまして、ちょっと刈ってあげてくれと、夕方になれば野球をやっておるわけですから、刈ってあげてくれということでしたけれども、なかなか手が回らないということでありまして、先日刈っていただきましたけれども、そういうことがございますので、維持管理が十分していただきたいと思うんですが。

そこで、先ほどの機械刈り等の問題について、もう少し説明をいただきたいと思っております。事務報告書213ページでございます。

○山本靖一委員長 野畑参事。

○野畑土木下水道部参事 公園等の清掃、草刈りにつきましては、肩掛け式の機械で行っております。ジョギングロードについては乗る機械でやっておるという形で説明させていただきました。

それと、先ほど公園等で草がいっぱい生えているという形あるんですけど、一応、秋につきましてはシルバー人材センターの方で今、草刈りに回っております。私どもも、草というのは大体、一遍に、ほとんどが一遍にすべての公園で生えてきますので、順次回ってるんですけど、どうしてもそれが追いつかない場合がございます。そんな中で、できるだけ早く入れるような形、体制を整えて入れるような形でするように、一応シルバーの方には伝えてあるんですけど、なかなかやっぱり人の関係ありまして、

どうしてもおくれたりする場合がございます。

今後につきましては、極力、人員を確保した中で、草刈りをおくれないようにやるような形で指導してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田委員 それでは、公園の維持管理については、多額の経費を要しております。そういう意味で、効率よい執行をしていただけるように最大の努力を払っていただきたいことを要望して、終わります。

○山本靖一委員長 木村委員。

○木村委員 4点質問をさせていただきます。

決算書の161ページ、目3、し尿処理費、節13の委託料、し尿収集運搬委託料4、777万6,992円上がっておるんですけども、これいろいろ資料を見ますと、平成元年には8,600軒、委託料として1億7,124万415円、現在、平成18年度で軒数が824軒で、現在のこの4,777万6,992円という形になって、くみ取り世帯数の軒数が8,600軒が820軒、10分の1に減少しております。費用は1億7,000万円ほどあったやつが、今4,700万円。本当であれば、これ10分の1になったんですから、この委託料についてももう少し改善する余地があるんじゃないかと思うんですね。

しかも、このくみ取りだけではなしに、くみ取り軒数が減ってきますと代替業務も業者に渡しております。これは合特法という法律のもとに、そういうことがやられておるんですけども、この合特法そのものが大変問題がありまして、我々としては、この法律が果たして、法は法として生きておると思うんですけども、

全国の自治体でこの合特法が、どういう形で実施をされておるのかなということが甚だ疑問に感じます。そういう点で、合特法についての市の担当者としての考え方。

しかも、その代替業務については、私も本会議で再三質問をする中で、業者に対しても改善を申し入れるということの答弁をもらっておりますし、副市長も業者を呼んでいろいろ交渉されて、ある程度、年数を切られたというふうには聞いておるんですけども、一応、やはりこの委員会でも正式に、そういう代替業務の期限について、どのように決定をされたのか、そのことについてお答え願いたいと思います。

もう一つ、概要の115ページ、公園みどり課の公園施設整備事業。先ほどの質問の中から、特色ある公園づくりをやっていくんだということで、従来の公園の再整備をしているという答弁があったんですけども、大体そういう今までの経過を見てみると、前年踏襲主義で管理整備がされておるように思います。そういう点では、やはり前年の踏襲、あるいは従来の形の踏襲ということだけではなしに、やはり発想の転換をしていただいて、本当に市民に憩いを与える公園を、やっぱり私はつくっていくべきだと思います。

私が議員になって最初のころに、非常に公園が少なかった。そんな中で、この摂津市では、安威川を挟んで以北については、お百姓さんが農繁期を終えると、やはり山行きという形で千里丘の以禪寺山の方に行って、弁当持って行って、地域の皆さんがそこで三々五々食事をしたり、お酒を酌み交わしたり、やられておったと。安威川以南については、淀川の堤防で鳥飼の地域の方がそういう形をとっておられたという形で、やはりそういう

自然に親しんで、地域の方がコミュニケーションをとられる公園をつくるべきだということで、あのふるさと公園ができたんです。果たして、その思惑どおり、十分な役割を果たしているかということについては、100%そうだということはいい切れない部分も私はあると思うんですけども、やはりキャンプ場も併設をされて、それなりの市民の皆さんの憩いの場になっておるように思います。

そういう点では、やはりそういう特色ある公園づくりという点では、茨木市の水尾の方に、若園バラ園があります。ここには、茨木市民だけではなく、近郊近在の市民の皆さんも行かれますし、あるいは写真家の方が写真を撮りに行かれたり、あるいはそういうカップルがそこへ来られて、1日ゆっくり楽しんでおられる姿を見ますと、やはりそういう本当に市民に憩いを与えるいやしの部分の公園を私はつくっていくべきだと思うんですけども、従来の公園を再整備するについては、やはり先ほど申し上げましたように、前年踏襲ではなしに、発想の転換をして、そういう思い切った公園にしていくべきだと思うんですけども、その辺の市の方の考え方を一遍お聞かせいただきたいと思います。

道路整備の問題、先ほど議論されておられましたけれども、先日、正雀本町2丁目地域の大型車の進入の問題で摂津警察の方にお問い合わせに上がりました。そのとき、大砂課長も同席をさせていただいてお聞きになったと思うんですけども、交通課長の方から、やはり木村さん、正雀一津屋線の、やっぱり整備事業をちゃんとしてもらいたいですねという話がありました。これは、もう30年、40年前からあの拡張計画はあるんですけども、地権者の協力が得られないということで、

ここの事業が進んでいませんから、難しいですということの私なりの答弁をさせてもらいました。そのことについては、担当の方として、私が考えている以上にやはりほかの問題もあろうかと思えますんで、なぜその拡張事業が進んでいかないのかということについて、一遍聞かせてもらいたい。

もう一つは、千里丘三島線もその交通課長がおっしゃいました。間もなくガードが拡幅されるけれども、やはり拡幅されても、あの道路のやっぱり整備をしないと非常に危険ですよと。歩車分離も非常に難しい状況ですし、そしてまた、基本的には阪急の高架化によっては、その踏切の交通渋滞の解消もやっぱりやっていってもらわないけませんしという話もありました。私なりに高架については、若干従来よりもペースが早まりそうですということもお話ししたんですけども、そういう点では、千里丘三島線の拡張事業の今日までの到達点。やはり何が問題で、今後の見通し。なかなか見通しを立てるということは、先ほど申し上げたように地権者の問題がありますから厳しいとは思いますが、その辺のことについて、この際、一遍お聞きをしておきたいと思えます。

もう一つは、先ほどから出ております概要の115ページの安威川ふれあいづつみの整備事業、800万円で決算が795万2,190円。これは、非常に地域の皆さんにとっては、晩のジョギングとか、いろんな面で、ふれあいづつみは大変喜ばれておりますし、これは非常に有効に作用していると思えます。

一方では、そのふれあいづつみの横にあります安威川堤防上の道路、非常に経年経過をして道路が傷んできております。これはやっぱり改修していく必要がある

んではないかと。やはり地域の皆さんにとっても、そういう道路が老朽化してきますと、上を通る車の振動音等で非常に不安を持っておられます。そういう点では、今後の安威川の堤防上の舗装の問題、市としてどのように考えておられるのか、この機会にお聞きしておきたいと思えます。

以上です。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 木村委員の1点目のご質問にお答えいたします。

まず、し尿処理収集業務の委託料の件で、確かに、平成7年当時、8,666世帯あったときの委託料が1億7,000万円程度で、今現在800世帯で4,700万円ということで、軒数の減少割合に比べて委託料の割合が減少程度が少ないということでございます。

軒数がへっていくことによって、どうしてもその収集の効率というのが低下してまいりますので、必然的に1軒当たりの収集単価というのは高くなっていく傾向にはあるわけでございますけれども、委員仰せのように、果たして本当に前の委託料が妥当と言えるのかどうか、この点につきましては、私どもも今、内部でいろいろその原価計算等を含めまして検討しておるところでございまして、今後、より適正な委託料となるよう、さらに検討を深めたいと考えております。

それから、2点目の合特法の問題で、今現在、その合特法の趣旨を尊重した補償というのは金銭補償ということになっております。それ以外、自転車ですとか、それからプラスチックごみの収集、死獣、これについては、浜野興業が廃業したときの事情に配慮する必要があるということで、一定期限を設けて提供しておりますけれども、これも期限が終われば当然、

期限のある内容でございまして、代替業務そのものについて永久ということではなく、当然、企業の経営が厳しい時期一時期において実施する支援というふうに考えております。

それから、合特法の問題で、全国的にどのような状況なのかということでございますけども、合特法の趣旨を尊重して、各地で支援なり補償なり行われているようでございます。

しかしながら、本市においては、これまでし尿業者にそういった形で支援等はやっておりまして、合特法の対象業種としては、し尿収集業務以外にも、浄化槽汚泥の収集運搬業務、これも対象の業種となっております、今現在も、そのし尿収集業者と合特法の支援ということについて協議を行っておるところでございます。

業者の方の言い分としましては、一般廃棄物処理業というのが、市の自治事務として当然やらなければならない業務だと。それを業者が肩がわりしてやっている。それによって、市にとっても大きなコスト削減につながっているということでございまして、業者はそういった市の処理責任、これを全うする上でも、浄化槽汚泥業者に対して一定の支援が必要ではないかと、こういったような主張をしておりますけども、本市におきましては、その浄化槽業者に対する許可、こういったものについては、一定の経過もございまして、そこら辺を考慮する必要があるので、今現在も協議を継続しているような状況でございます。

○山本靖一委員長 野畑参事。

○野畑土木下水道部参事 公園の再整備について、発想の転換をしていかなきゃいけないんじゃないかという形についてを答弁させていただきます。

まず、確かに、これからの公園につきましては、やっぱり市民の皆さんの意見を取り入れた中で、やっぱり皆さん方が喜んでいただける公園をつくっていく方が基本的になっております。

先ほども申されましたように、茨木市にあるバラ園、私も寄せてもらったことがありますけど、非常にきれいな公園でございまして。そういうような形で、他市の状況等を検討いたしまして、できるだけやっぱりいいものをつくっていくような形、それはしていきたいなというように考えておりますので、よろしくお願ひします。

それと、安威川ふれあいづつみの整備事業の中で795万2,190円。これは、神安が工事をいたしましたボックスに対して、本来なら私どもがしなければいけない工事を神安で肩がわりしていただいた費用の負担を行っておるものでございまして、平成5年から8年度までに行った事業に対して、最終年度が平成22年度まで、一応、元金と償還金の償還をしております。

安威川ふれあいづつみ事業につきましては、今現在は凍結しております。といいますのは、はっきり言うたら、大阪府が桜づつみ事業として都市基盤整備を行っていただきます。その中で市が行いますのは、その修景整備をやっていこうという形でございます。現実の話、正雀4丁目の地域ですね。確かに、ある程度の基盤はできておりますけれど、上の舗装とか、そんなんはまだできておりません。それらにつきましては、一応、今思っておりますのは、雑工事でも、多少年間100万円ぐらいでもいいですから、お金を入れた中で整備していくべきじゃないかという考え方を持っております、植栽等につきましては、毎年ちょっとずつ植え

させてもらっております。

そういうふうな形で、ただ、大々的にそこにお金を投入することはできませんので、ちょっとそれにつきましては、もうご容赦願いたいなと思ひまして。申しわけないんですけど。

○山本靖一委員長 新留参事。

○新留都市計画課参事 私の方から千里丘三島線の踏切までの整備ということで答弁をいたします。

千里丘ガードから踏切までの道路整備につきましては、都市計画道路として都市計画決定しておりますが、将来の連立事業を視野に入れますと、現在の都市計画決定の道路幅では、都市計画道路事業としては整合がとれなくなるということがございまして、道路課におきまして、平成19年度から、道路交通安全事業として整備を行っていただいております。

○山本靖一委員長 中谷理事。

○中谷都市整備部理事 私の方からは、先ほどお問いの府道千里丘正雀一津屋線についてご答弁申し上げます。

この路線については、毎年のように府の方に事業化をお願いしてきたという経過がございまして。なかなか事業が遅々として進まないという状況の中で、我々、毎年、事業を進めてくれというふうには言ってるんですけども、府の方のお答えとしては、とりあえず危険なところから処理したいというふうにお考えのようです。

近年については、もう特に、十三高槻線との接合部分ですね、具体的にライフ近辺のあたりについては、かなり危険であるので、対処をお願いしているところでございます。

○山本靖一委員長 木村委員。

○木村委員 合特法の問題については、

先ほど現状についてご答弁いただいたんですけども、当時は被差別部落の生活改善、あるいは雇用の拡大という形で、同和対策特別措置法の制定をされて、こういう問題も取り組みをされてきたんですけども、私は合特法そのものが同和対策特別措置法が期限が切れて、それにかわるものとして合特法みたいな形のもんができてきたのかなという感じを受けておるんですけども、非常にこれは、問題が私はあると思います。

そういう状況の中で、先ほど質問するときに触れなかったんですけども、代替業務、先ほど答弁あったように、死獣やとか、自転車やとか、いろいろあるんですけども、なぜそこまでその業者に優遇措置を与えていかなければならないのかということについて、私は若干の疑義を感じます。

そういう点では、本会議でも、先ほども申し上げたように、質問をする中で、一定副市長の方から期限を切られたというふう聞いております。5年とか4年とか言われてから、もう1年、2年経過しておりますし、その辺、では実際、何年度ですべての代替業務が終了するのか、その辺のことについて、一遍この機会に改めてお問いをしておきたいと思ひます。

公園づくりについては、野畑参事の方から先ほど答弁があつて、そういう特色ある公園づくりに向けての姿勢は何いしました。私は、やはり公園をつくることに意味があるのではなしに、やっぱりその公園を利用して、そこで市民が憩い、集い、いやされる、そういう空間を市民に提供していくのがやっぱり行政の役割だと思います。そういう点では、本当に市民が集まってもらえるような、摂津市だけではなしに、近くの市からも見られるような、そういう公園をつくってい

くべきだと思います。そういうことについて、一定のお考えがあればお聞きをしたいと思います。

もう一つは、これはひょっとして余談になるかも知れませんが、今、古い住宅を建てかえたり、例えば、三島荘あたりでも相当古い町並みの変化が起きてきております。そういう中で、その庭にあった植木とか石とか、そういうものが非常にたくさん出てまいります。私は、やはり市の方の一定の置き場を確保して、そういう植木とか石とかいうものを集めて、例えば、日本庭園的な公園もどこかにつくっていくということも一つの方法ではないかと思っております。みんな植木を切っていってしまわれます。やはりこの地球温暖化の問題、環境対策からしても、やはり緑は大きな意味を持っていますし、そういう点では、そういうことをむだに、やみからやみに葬ってしまうのではなしに、やはり引き継いで生かしていくという方法もやっぱり考えていくべきではないかと思っております。

そういう点では、現在、公園みどり課も、いろんな石等を集められて、市役所の向こうの三角地のところへ灯ろうを置いたり、いろいろされております。そういう有効利用を図るということも一つの考え方ではないかと思うんですけれども、その辺のお考えについて、この機会に一遍聞かせてもらいたいと思っております。

ふれあいづつみの問題、ちょっと私の質問の仕方が悪かったのか、ふれあいづつみそのものの道ではなしに、これはひょっとして道路課の藤井参事の方の担当かと思うんですけれども、道路、堤防沿いの道路、吹田の済生会の方へ抜けていく、学院の前まで抜ける道がありますね。あの道路が、相当老朽化しておったやつ、あれ改修されましたのかな。その辺のこ

とについて一遍、説明をこの機会に聞いておきたいと思っております。

以上、それだけです。

○山本靖一委員長 野畑参事。

○野畑土木下水道部参事 古い要するに庭の石とか木ですね、それをいただくことについては、私とかが現在、緑化推進の方で、いろんな広場とか、そんなをつくっております。そこには、確かにいただいた石もたくさんございます。市民から、こんな石があるんですけど、もらっていただけませんかということがあった場合につきましては、大きさもあるんですけど、めちゃくちゃ大きければクレーンが要りますので、それは無理ですけど、普通の抱えて持つていく石については、全部もらってきてます。

そんな形で、先ほどありました市役所の前の三角地のところありますね、あそここのところに使わせてもらったり、それはしております。ほかのところでも、一応、そういうふうな石については利用はさせてもらってるんですけど、ただ、目方の大きい、クレーンがなければ持つてこれない分につきましては、かなりの経費がかかりますので、それについてはちょっとご辞退させてもらっておるのが現状でございます。

○山本靖一委員長 栗屋部長、合特法の問題について、ご答弁お願いしたいと思います。

○栗屋土木下水道部長 それでは、ご質問のうち、収集運搬業者に対します補償の件でございます。

ご指摘のように、本会議等で以前から合特法の取り扱い方いうんですか、いろいろ問題あるとご指摘もいただいたところでございます。

そうしたことから、過日の建設常任委員協議会でもいろいろご報告は申し上げ

てきたところでございますが、ことしの6月末をもちまして、合特法の趣旨に基づく協定による代替業務というのは打ち切らせていただいております。

ただ、浜野興業の廃業時の問題等ございますので、その分の補償業務といたしまして、以前と同じ委託内容でございますけれども、継続して平成22年度末までの委託を協定として結んでおります。

ただ、従前の業務内容から変わりましたのが、公園のごみ収集業務にかえまして生活環境部の所管でございますペットボトルの収集業務に切りかえさせていただいたところでございます。

ということで、合特法の趣旨による代替業務は、一応ことしの6月末をもって終結させていただいた、そういう内容でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○山本靖一委員長 藤井参事。

○藤井土木下水道部参事 それでは、先ほどの安威川橋からの岸部の方へ抜けます堤防道路、路線名といたしまして、正雀本町76号線という市道でございます。これはことしの発注でございます。最近、道路の維持補修を行いまして、時期としましては10月12日、13日に舗装工事のやりかえを行ったところでございます。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。

以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時44分 休憩)

(午後2時45分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

本日は、この程度にとどめ散会します。

(午後2時46分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

建設常任委員長 山本靖一

建設常任委員 木村勝彦